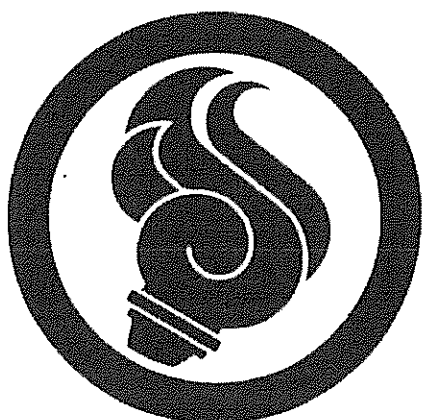


第79回国民スポーツ大会
第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会

第9回常任委員会



令和3年3月22日（月）

滋賀県庁東館7階大会議室

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



**第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 第9回常任委員会資料 目次**

【報告事項】

ページ

＜報告事項1＞

- 第79回国民スポーツ大会 競技施設基準の改正について 1

＜報告事項2＞

- 第24回全国障害者スポーツ大会 オープン競技主管団体の変更について . . 9

【審議事項】

＜第1号議案＞

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
開催準備総合計画改正（案） 11

＜第2号議案＞

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
開催基本構想改正（案） 13

＜第3号議案＞

- 関連方針等の改正（案） 31

（改正案）

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
手話・要約筆記ボランティア養成基本方針改正（案） 37

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
文化プログラム実施基本方針改正（案） 38

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
広報基本計画改正（案） 39

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本計画改正（案）	43
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本計画改正（案）	45
第79回国民スポーツ大会 競技別リハーサル大会開催基準要項改正（案）	47
第79回国民スポーツ大会 公開競技実施基本方針改正（案）	49
第79回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ実施基本方針改正（案）	50
<第4号議案>	
○ 第79回国民スポーツ大会 正式競技会場地市町第七次内定（案）	51
<第5号議案>	
○ 第79回国民スポーツ大会 正式競技開催予定施設変更（案）	53
<第6号議案>	
○ 第79回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ実施競技選択 および会場地市町第二次内定（案）	59
<第7号議案>	
○ 第24回全国障害者スポーツ大会 正式競技会場地市町第三次内定（案）	61
<第8号議案>	
○ 第24回全国障害者スポーツ大会 正式競技開催予定施設変更（案）	63
<第9号議案>	
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本計画（案）	67
<第10号議案>	
○ 第79回国民スポーツ大会 記録業務基本計画（案）	69

< 第11号議案 >

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
式典基本方針（案） 71

【参考資料】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針 . 73
- 第79回国民スポーツ大会 記録業務基本方針 75
- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 役員名簿（会長・副会長・常任委員） 77

報 告 事 項

第 79 回 国民スポーツ大会 競技施設基準の改正について

総務企画専門委員会に委任された本事項について、審議の結果、以下のとおり決定されたので、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第 13 条第 2 項により報告する。

<改正の要旨>

(公財) 日本スポーツ協会の「国民体育大会施設基準」および競技団体が定める競技規則等の改正に伴い、本県で定めている「第 79 回国民スポーツ大会 競技施設基準」の改正を行ったもの。

<対象競技>

スポーツクライミング競技

<改正内容>

別添、新旧対照表のとおり。

(改正前)

平成31年(2019年)4月24日
第11回総務企画専門委員会決定

第79回国民スポーツ大会 競技施設基準



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

滋賀県開催準備委員会

(改正後)

令和3年(2021年)1月20日
第13回総務企画専門委員会決定

第79回国民スポーツ大会 競技施設基準



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

滋賀県開催準備委員会

(改正前)

第79回国民スポーツ大会競技施設基準について

第79回国民スポーツ大会の開催準備を計画的かつ円滑に推進するために定めたものである。

- 1 この競技施設基準は、国民体育大会開催基準要項細則第2項に規定する施設基準および各競技の競技規則等ならびに先催県の例等に基づき、競技場の規模を中心に定めたものである。
- 2 大会運営上および管理上必要な施設・面積等については、省略してあるものがあり、さらに関連する施設・面積等の確保が必要になる場合がある。
- 3 この競技施設基準に定めるもののほか、細部については、それぞれ各競技の競技規則等によるものとする。
- 4 この競技施設基準は、県および開催市町等において、各中央競技団体等と調整を行い、弾力的な運用ができるものとする。
- 5 この競技施設基準の内容については、国民体育大会開催基準要項および各競技の競技規則等の改正に伴い、変更する場合がある。

※平成26年（2014年）2月14日より適用する。
※平成30年（2018年）4月16日より適用する。
※平成31年（2019年）4月24日より適用する。

《競技施設基準の見方》

- 「基準」および「摘要」欄
国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項。
- 「基準の主な内容」欄
競技場に関して各競技の競技規則等に定められているもので主な事項。
- 「配慮すべき事項」欄
各競技の競技規則等には定めはないが、運営上、競技会の安全な開催および先催県の例等から検討が必要と考えられる事項。
- 「先催県の事例」欄
先催県における競技施設基準の弾力的な運用事例。

(改正後)

第79回国民スポーツ大会競技施設基準について

第79回国民スポーツ大会の開催準備を計画的かつ円滑に推進するために定めたものである。

- 1 この競技施設基準は、国民体育大会開催基準要項細則第2項に規定する施設基準および各競技の競技規則等ならびに先催県の例等に基づき、競技場の規模を中心に定めたものである。
- 2 大会運営上および管理上必要な施設・面積等については、省略してあるものがあり、さらに関連する施設・面積等の確保が必要になる場合がある。
- 3 この競技施設基準に定めるもののほか、細部については、それぞれ各競技の競技規則等によるものとする。
- 4 この競技施設基準は、県および開催市町等において、各中央競技団体等と調整を行い、弾力的な運用ができるものとする。
- 5 この競技施設基準の内容については、国民体育大会開催基準要項および各競技の競技規則等の改正に伴い、変更する場合がある。

※平成26年（2014年）2月14日より適用する。
※平成30年（2018年）4月16日より適用する。
※平成31年（2019年）4月24日より適用する。
※令和3年（2021年）1月20日より適用する。

《競技施設基準の見方》

- 「基準」および「摘要」欄
国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項。
- 「基準の主な内容」欄
競技場に関して各競技の競技規則等に定められているもので主な事項。
- 「配慮すべき事項」欄
各競技の競技規則等には定めはないが、運営上、競技会の安全な開催および先催県の例等から検討が必要と考えられる事項。
- 「先催県の事例」欄
先催県における競技施設基準の弾力的な運用事例。

(改正前)

目次

		(ページ)
1	陸上競技	1
2	水泳	2
3	サッカー	5
4	テニス	6
5	ボレー	7
6	ホッケー	8
7	ボクシング	9
8	バレーボール	10
9	体育	12
10	バスケットボール	13
11	レスリング	14
12	セーリング	15
13	ウエイトリフティング	16
14	ハンズボール	17
15	自転車	18
16	ソフート	19
17	卓球	20
18	軟式野球	21
19	相撲	22
20	馬術	23
21	フエンシング	24
22	柔道	25
23	ソフート	26
24	バドミントン	27
25	弓道	28
26	ラファイフル射撃	29
27	剣道	31
28	ラグビーフットボール	32
29	スボーツクライミング	33
30	カヌー	35
31	アチエリ	37
32	空手道	38
33	銃剣道	39
34	なぎなた	40
35	ボウリング	41
36	ゴルフ	42
37	トライアスロン	43
38	高等学校野球	44

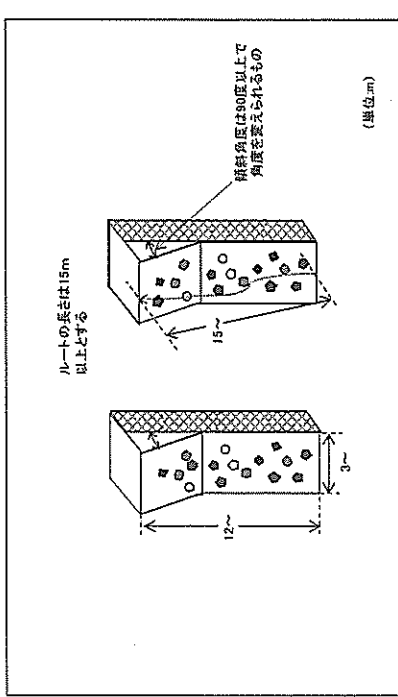
(改正後)

目次

		(ページ)
1	陸上競技	1
2	水泳	2
3	サッカー	5
4	テニス	6
5	ボレー	7
6	ホッケー	8
7	ボクシング	9
8	バレーボール	10
9	体育	12
10	バスケットボール	13
11	レスリング	14
12	セーリング	15
13	ウエイトリフティング	16
14	ハンズボール	17
15	自転車	18
16	ソフート	19
17	卓球	20
18	軟式野球	21
19	相撲	22
20	馬術	23
21	フエンシング	24
22	柔道	25
23	ソフート	26
24	バドミントン	27
25	弓道	28
26	ラファイフル射撃	29
27	剣道	31
28	ラグビーフットボール	32
29	スボーツクライミング	33
30	カヌー	35
31	アチエリ	37
32	空手道	38
33	銃剣道	39
34	なぎなた	40
35	ボウリング	41
36	ゴルフ	42
37	トライアスロン	43
38	高等学校野球	44

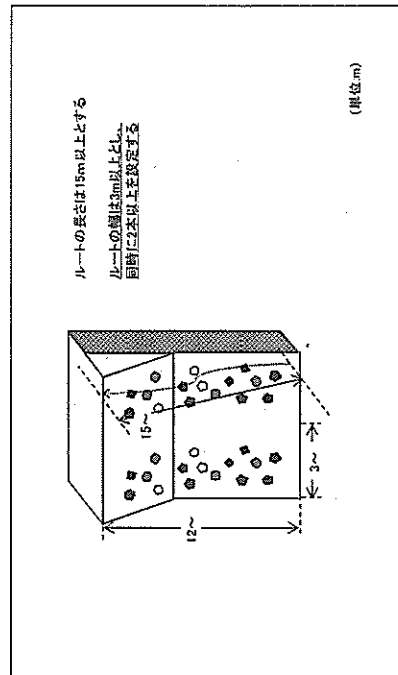
(改正前)

競技名	スポーツクライミング (その1)	競技番号	29
基準	(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設 高さ12m以上(ルート長さ15m以上)幅3m以上のリード施設2面 高さ5m、面積60m ² のボルダリング施設2基 1会場で実施	摘要	

基準の主な内容	
競技場は、基本的には次のとおりとする。	
1 リード競技	
(1) ウォールは以下の仕様による。 ① ウォールは、ルートの長さで15m以上が設定できるもの、高さは12m以上を必要とする。 ② ウォールの幅は、3m以上とする。 ③ ウォール数は、2面とし、同形状のものとする。 ④ ウォールの傾斜は、90度以上で角度が変えられるものとする。 ⑤ ウォールのパネルは、交換できるものとする。 ⑥ ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。 ⑦ ウォールの構造上あるいは立地上、オンサイト方式に抵触する可能性がある場合、ルート・セッターが設置したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。 ⑧ ウォールの設置場所が室内の場合は、空調設備等で温度変化が少なくなるように留意する。 (2) アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。 ① 原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。 また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。 ② ウォール・アップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。 (3) ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコーン・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから転送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォール・アップ用ウォールを用意しなければならない。 (4) 審判席は、ルートを見逃せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。 (5) 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)をウォールごと設置する。 (6) その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。	
 ルートの長さは15m以上とする ルートの幅は3m以上とし、同時に2本以上を設置する 観測角度は90度以上で角度を変えられるもの (単位:m)	

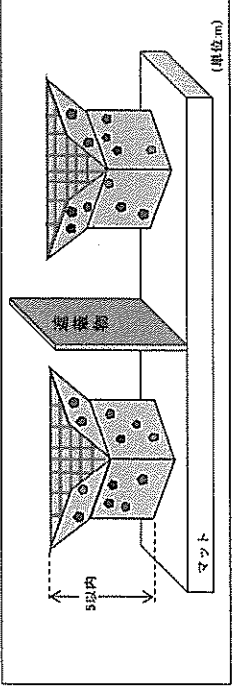
(改正後)

競技名	スポーツクライミング (その1)	競技番号	29
基準	(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設 高さ12m以上、ルート長さ15m以上の幅3m以上のルートを同時に2本以上設定できるリード施設 高さ5m、面積60m ² のボルダリング施設2基 1会場で実施	摘要	

基準の主な内容	
競技場は、基本的には次のとおりとする。	
1 リード競技	
(1) ウォールは以下の仕様による。 ① ウォールは、ルートの長さで15m以上が設定できるもの、高さは12m以上を必要とする。 ② ルートの幅は、3m以上とする。 ③ ルートは、同時に2本以上設定可能な近似形状とする。 ④ ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。 ⑤ ウォールの構造上あるいは立地上、オンサイト方式に抵触する可能性がある場合、ルート・セッターが設置したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。 ⑥ ウォールの設置場所が室内の場合は、空調設備等で温度変化が少なくなるように留意する。 (2) アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。 ① 原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。 また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。 ② ウォール・アップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。 (3) ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコーン・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから転送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォール・アップ用ウォールを用意しなければならない。 (4) 審判席は、ルートを見逃せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。 (5) 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)を設置する。 (6) その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。	
 ルートの長さは15m以上とする ルートの幅は3m以上とし、同時に2本以上を設置する (単位:m)	

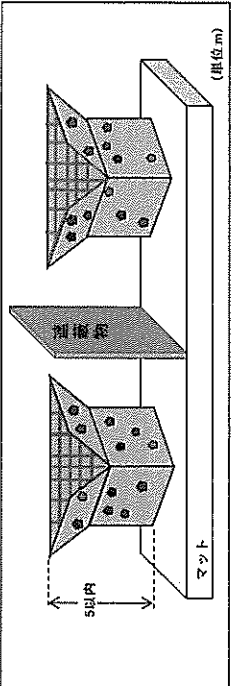
(改正前)

競技名	スポーツクライミング (その2)	競技番号	29
基準	(公社) 日本山岳・スポーツクライミング協会が運営と認めるリード施設およびボルダリング施設	摘要	高さ12m以上、ルート長さ15m以上、幅3m以上のリード施設2面 高さ5m、面積80㎡のボルダリング施設2基 1会場で実施

基準の主な内容			
2 ボルダリング競技			
(1) ウォールは、以下の仕様による。 (2) ウォールの高さは、マット面から5m以内とする。 (3) ウォール数は、1基に2ルート以上とれる仕様のもの合計2基とする。 (4) ウォールの壁面積は、1基あたり60㎡とする。 (5) 観客席から見やすいようにウォールは壁上に設置されなければならない。 (6) ウォール2基は、お互いのルート(プロブレム)が見えないように遮蔽などの対策を施すこと。 (7) ウォールの傾斜は、90度以上とする。 (8) ウォールのパネルは、交換できなくともよいが、立体的な構造が望ましい。 (9) ウォール2基の間には、選手の休憩場所を設置し、休憩場所から競技が見えないようにすること。 (10) ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。 (11) 必要に応じて、ルート・セッターが設定したルートを確認することができる。 (12) 安全対策のため、ウォールの下には壁上部から選手が墜落した場合にも十分な安全が確保できるようなマットを設置するものとする。 (13) ウォールの設置場所が室内の場合は、空調設置等で温度変化が少なくするように留意する。 (14) アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。 (15) アイソレーション・ゾーンは、原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。 (16) アイソレーション・ゾーンには、ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。 (17) ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。 (18) 審判席は、ルートを見させる正面及び側面の位置に設置しなければならない。 (19) 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)を設置する。 (20) 競技時間ごとに鳴るブザーを設置する。 (21) その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。			
			
(公社) 日本山岳・スポーツクライミング協会「山岳競技施設認定規則」から抜粋)			
(配慮すべき事項) ○ボルダリング競技とリード競技は隣接した施設を会場とする。 ○ボルダリング競技のウォール設置場所は、屋内とすることが望ましい。			
(先達の事例)			

(改正後)

競技名	スポーツクライミング (その2)	競技番号	29
基準	(公社) 日本山岳・スポーツクライミング協会が運営と認めるリード施設およびボルダリング施設	摘要	高さ12m以上、ルート長さ15m以上の幅3m以上のリード施設2面 高さ5m、面積80㎡のボルダリング施設2基 1会場で実施

基準の主な内容			
2 ボルダリング競技			
(1) ウォールは、以下の仕様による。 (2) ウォールの高さは、マット面から5m以内とする。 (3) ウォール数は、1基に2ルート以上とれる仕様のもの合計2基とする。 (4) ウォールの壁面積は、1基あたり60㎡とする。 (5) 観客席から見やすいようにウォールは壁上に設置されなければならない。 (6) ウォール2基は、お互いのルート(プロブレム)が見えないように遮蔽などの対策を施すこと。 (7) ウォールの傾斜は、90度以上とする。 (8) ウォールのパネルは、交換できなくともよいが、立体的な構造が望ましい。 (9) ウォール2基の間には、選手の休憩場所を設置し、休憩場所から競技が見えないようにすること。 (10) ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。 (11) 必要に応じて、ルート・セッターが設定したルートを確認することができる。 (12) 安全対策のため、ウォールの下には壁上部から選手が墜落した場合にも十分な安全が確保できるようなマットを設置するものとする。 (13) ウォールの設置場所が室内の場合は、空調設置等で温度変化が少なくするように留意する。 (14) アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。 (15) アイソレーション・ゾーンは、原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。 (16) アイソレーション・ゾーンには、ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。 (17) ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。 (18) 審判席は、ルートを見させる正面及び側面の位置に設置しなければならない。 (19) 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)を設置する。 (20) 競技時間ごとに鳴るブザーを設置する。 (21) その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。			
			
(公社) 日本山岳・スポーツクライミング協会「山岳競技施設認定規則」から抜粋)			
(配慮すべき事項) ○ボルダリング競技とリード競技は隣接した施設を会場とする。 ○ボルダリング競技のウォール設置場所は、屋内とすることが望ましい。			
(先達の事例)			

第24回全国障害者スポーツ大会 オープン競技主管団体の変更について

実施競技名	市町名	主管団体名	
		(変更前)	(変更後)
ゴールボール	守山市	第24回全国障害者スポーツ大会 ゴールボール競技実行委員会	滋賀県ゴールボール協会

(理由) 県域の競技団体が設立されたため。

審 議 事 項

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画改正(案)

行	年 度	平成25年(2013年) 12年前 東京	平成26年(2014年) 11年前 長崎	平成27年(2015年) 10年前 山形	平成28年(2016年) 9年前 岩手	平成29年(2017年) 8年前 愛媛	平成30年(2018年) 7年前 福井	令和元年(2019年) 6年前 茨城	令和2年(2020年) 5年前	令和3年(2021年) 4年前 三重	令和4年(2022年) 3年前 栃木	令和5年(2023年) 2年前 鹿児島	令和6年(2024年) 1年前 佐賀	令和7年(2025年) 開催年
1	国内の主なスポーツ大会		国体近畿ブロック大会 (滋賀県開催)	全国高校総体 (近畿ブロック開催)				ラグビーワールドカップ	国体近畿ブロック大会 (滋賀県開催)	東京オリンピック・パラリンピック	ワールドマスターズゲームズ2021(関西)			
2	開催手続	開催内々定 開催要請書提出 (日体協・文科省へ)			実施競技選定	県議会決議	開催内定	開催内定			開催決定・会期決定 日本スポーツ協会・文科省総合視察		国民スポーツ大会 リハーサル大会	全国障害者スポーツ大会 リハーサル大会
3	推進組織	国体準備委員会 総会 常任委員会 専門委員会 (総務企画) (主会場選定) 特別委員会 (子ども・若者参画)	(広報・県民運動) (競技運営)	(全国障害者 スポーツ大会)		(宿泊・衛生) (輸送・交通)		(式典・会場) (警備・消防)			国民スポーツ大会 ・全国障害者スポーツ大会 実行委員会			全国障害者スポーツ大会 大会リハーサル大会 全国代表者会議 県大会実施本部
4	市町組織							市町準備委員会(任意設置)		市町実行委員会				市町競技会実施本部
5	全 体	開催基本方針 県・市町の業務分担・ 経費負担基本方針	開催準備総合計画 (第1次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画(第3次)	開催準備総合計画(第4次)								
6	会場地選定	会場地市町選定基本方針・基 準、主会場選定基準			会場地選定(正式競技・特別競技)	会場地選定(公開競技)	会場地選定(デモンストレーション)							
7	競技施設 (主会場選定)	競技施設基準(暫定)			競技施設基準	競技施設整備計画(第1次)	競技施設整備計画(第2次)	競技施設整備計画(第3次)	競技施設整備計画(第4次)	競技施設整備計画(第5次)	競技施設整備計画(第6次)			
8	情報通信				競技施設(主会場その他の各会場地)の整備						情報通信基本計画	情報通信システムの整備、関係機関調整等		情報通信本部
9	文化プログラム							文化プログラム基本方針	文化プログラム実施基本計画		文化プログラム実施要項	文化プログラム募集		
10	総合案内										総合案内実施計画	歓迎・接伴計画の策定、総合案内所の整備等		
11	行幸啓等										行幸啓・御成り計画、買物計画等			行幸啓本部 警衛本部 報道本部 全国報道者会議
12	広報・県民運動		広報基本方針	広報基本計画	大会愛称、スローガン 募集・決定	開催内定イベント ダンス・イメージソング 募集・決定	ダンス・イメージソング 募集・決定				開催決定イベント	開催1年前イベント		
13	県民運動		県民運動基本方針	県民運動基本計画	県民運動 アクションプログラム	県民運動(花いっぱい運動、クリーンアップ運動等)の推進								
14	競技運営	競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画		公開競技実施基本方針	競技運営基本方針	デモスポ実施基本方針	リハ大会開催基本要項	記録業務基本計画						記録本部 総監督者会議
15	競技用具		審判員・要資格運営員 養成計画		競技用具整備基本方針	競技用具整備要項		競技用具整備						宿泊本部
16	宿泊				宿泊基本方針	宿泊基本計画	宿泊施設調査	配宿体制検討、宿泊施設充足対策要項等	宿泊料金調査	宿泊施設実態調査	宿泊要項			救護本部 馬事衛生対策本部
17	衛生				医事衛生基本方針	医事衛生基本計画		医療救護、食品衛生対策、環境衛生対策、防疫対策、馬事衛生対策等の実施						
18	輸送・交通				輸送・交通基本方針	輸送・交通基本計画		輸送・交通総合調査			交通規制計画			輸送本部
19	式典・会場						式典基本方針	式典基本構想	式典基本計画	式典実施計画	式典実施要項等			式典本部
20	警備・消防						警備・消防防犯基本方針	警備・消防防犯基本計画	警備・消防防犯基本計画	業務実施計画(自主警備、消防防犯、 大規模災害・突発重大事案対策)	警備計画書(自主警備、 交通警備)、防災計画書			警備本部 消防防犯本部
21	全国障害者スポーツ大会			会場地選定基本方針	会場地選定(正式競技)	会場地選定(オープン競技)								障スポ大会実施本部
22	募金・協賛		募金推進要綱 募金推進計画		障スポ大会開催に向けた課題の整理	国スポとの一体的な開催に向けた構想の検討					募金・協賛推進要綱 募金・協賛推進計画			
23	子ども・若者参画													
24	【参考】競技力向上(対策本部)	競技力向上基本計画 競技力向上対策本部												

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画

参考資料

平成27年(2015年)8月31日
第3回常任委員会決定
最終改正:
令和2年(2020年)7月1日
第8回常任委員会一部改正

行 数	年 度	平成25年(2013年) 11年前 東京	平成26年(2014年) 10年前 長崎	平成27年(2015年) 9年前 和歌山	平成28年(2016年) 8年前 岩手	平成29年(2017年) 7年前 愛媛	平成30年(2018年) 6年前 福井	令和元年(2019年) 5年前 茨城	令和2年(2020年) 4年前 鹿児島	令和3年(2021年) 3年前 三重	令和4年(2022年) 2年前 栃木	令和5年(2023年) 1年前 佐賀	令和6年(2024年) 開催年
1	主なスポーツ大会		国体近畿ブロック大会 (滋賀県開催)	全国高校総体 (近畿ブロック開催)				ラグビーワールドカップ	国体近畿ブロック大会 (滋賀県開催)	東京オリンピック・パラリンピック ワールドマスターズゲームズ2021			
2	開催手続	開催内々定 開催要請書提出 (日体協・文科省へ)			実施競技選定	県議会決議	開催内定 中央競技団体正視察 開催申請書提出(6月中)		開催決定・会期決定	日本スポーツ協会 ・文科省総合視察		国民スポーツ大会 リハーサル大会	全国障害者スポーツ大会リハーサル大会
3	推進組織	国体準備委員会 総会 常任委員会 専門委員会 (総務企画) (主会場選定) 特別委員会 (子ども・若者参画)	(広報・県民運動) (競技運営) (募金・協賛推進)	国体・全国障害者 スポーツ大会準備委員会 (全国障害者 スポーツ大会)		(宿泊・衛生) (輸送・交通)		(式典・会場) (警備・消防)	国民スポーツ大会 ・全国障害者スポーツ大会 実行委員会				全国障害者スポーツ大会リハーサル大会 全国代表者会議 県大会実施本部
4	市町組織						市町準備委員会(任意設置)	市町実行委員会					市町競技会実施本部
5	全 体	開催基本方針 県・市町の業務分担・ 経費負担基本方針	開催準備総合計画 (第1次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催基本構想 県・市町業務分担・経費負担細目	開催準備 総合計画 (第3次)	開催準備 総合計画 (第4次)						
6	会場地選定	会場地市町選定基本方針・ 基準、主会場選定基準 主会場の選定	会場地選定(正式競技・特別競技)	会場地選定(公開競技)	会場地選定(デモンストラシヨンスポーツ)								
7	総務企画 (主会場選定)	競技施設 競技施設基準(暫定)	競技施設基準(暫定)	競技施設基準(暫定)	競技施設基準(暫定)	競技施設基準(暫定)	競技施設基準(暫定)	競技施設基準(暫定)	競技施設基準(暫定)	競技施設基準(暫定)	競技施設基準(暫定)	競技施設基準(暫定)	競技施設基準(暫定)
8	情報通信								情報通信基本計画	情報通信システムの整備、関係機関調整等			情報通信本部
9	文化プログラム							文化プログラム基本方針	文化プログラム実施基本計画	文化プログラム実施要項		文化プログラム募集	
10	総合案内									総合案内実施計画		歓迎・接伴計画の策定、総合案内所等の整備等	
11	行幸啓等									行幸啓・御成り計画、警衛計画等			行幸啓本部 警衛本部 報道本部 全国報道者会議
12	広報・ 県民運動	広報基本方針 広報基本計画 マスコットキャラクターの検討・選定	広報基本方針 広報基本計画 マスコットキャラクターの検討・選定	大会愛称、スローガン 募集・決定 開催内定イベント ダンス・イメージソング 募集・決定	大会愛称、スローガン 募集・決定 開催内定イベント ダンス・イメージソング 募集・決定	大会愛称、スローガン 募集・決定 開催内定イベント ダンス・イメージソング 募集・決定	大会愛称、スローガン 募集・決定 開催内定イベント ダンス・イメージソング 募集・決定	大会愛称、スローガン 募集・決定 開催内定イベント ダンス・イメージソング 募集・決定	大会愛称、スローガン 募集・決定 開催内定イベント ダンス・イメージソング 募集・決定	大会愛称、スローガン 募集・決定 開催内定イベント ダンス・イメージソング 募集・決定	大会愛称、スローガン 募集・決定 開催内定イベント ダンス・イメージソング 募集・決定	大会愛称、スローガン 募集・決定 開催内定イベント ダンス・イメージソング 募集・決定	大会愛称、スローガン 募集・決定 開催内定イベント ダンス・イメージソング 募集・決定
13	県民運動				県民運動基本方針 県民運動基本計画 県民運動 アクションプログラム	県民運動基本方針 県民運動基本計画 県民運動 アクションプログラム	県民運動基本方針 県民運動基本計画 県民運動 アクションプログラム	県民運動基本方針 県民運動基本計画 県民運動 アクションプログラム	県民運動基本方針 県民運動基本計画 県民運動 アクションプログラム	県民運動基本方針 県民運動基本計画 県民運動 アクションプログラム	県民運動基本方針 県民運動基本計画 県民運動 アクションプログラム	県民運動基本方針 県民運動基本計画 県民運動 アクションプログラム	県民運動基本方針 県民運動基本計画 県民運動 アクションプログラム
14	競技運営	競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画 審判員・要資格運営員 養成計画	競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画 審判員・要資格運営員 養成計画	競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画 審判員・要資格運営員 養成計画	競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画 審判員・要資格運営員 養成計画	競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画 審判員・要資格運営員 養成計画	競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画 審判員・要資格運営員 養成計画	競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画 審判員・要資格運営員 養成計画	競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画 審判員・要資格運営員 養成計画	競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画 審判員・要資格運営員 養成計画	競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画 審判員・要資格運営員 養成計画	競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画 審判員・要資格運営員 養成計画	競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画 審判員・要資格運営員 養成計画
15	競技用具				競技用具整備基本方針 競技用具整備要項	競技用具整備基本方針 競技用具整備要項	競技用具整備基本方針 競技用具整備要項	競技用具整備基本方針 競技用具整備要項	競技用具整備基本方針 競技用具整備要項	競技用具整備基本方針 競技用具整備要項	競技用具整備基本方針 競技用具整備要項	競技用具整備基本方針 競技用具整備要項	競技用具整備基本方針 競技用具整備要項
16	宿泊・衛生	宿泊基本方針 宿泊基本計画 宿泊施設充足対策要項 宿泊料金調査 宿泊施設実態調査 宿泊実施要項	宿泊基本方針 宿泊基本計画 宿泊施設充足対策要項 宿泊料金調査 宿泊施設実態調査 宿泊実施要項	宿泊基本方針 宿泊基本計画 宿泊施設充足対策要項 宿泊料金調査 宿泊施設実態調査 宿泊実施要項	宿泊基本方針 宿泊基本計画 宿泊施設充足対策要項 宿泊料金調査 宿泊施設実態調査 宿泊実施要項	宿泊基本方針 宿泊基本計画 宿泊施設充足対策要項 宿泊料金調査 宿泊施設実態調査 宿泊実施要項	宿泊基本方針 宿泊基本計画 宿泊施設充足対策要項 宿泊料金調査 宿泊施設実態調査 宿泊実施要項	宿泊基本方針 宿泊基本計画 宿泊施設充足対策要項 宿泊料金調査 宿泊施設実態調査 宿泊実施要項	宿泊基本方針 宿泊基本計画 宿泊施設充足対策要項 宿泊料金調査 宿泊施設実態調査 宿泊実施要項	宿泊基本方針 宿泊基本計画 宿泊施設充足対策要項 宿泊料金調査 宿泊施設実態調査 宿泊実施要項	宿泊基本方針 宿泊基本計画 宿泊施設充足対策要項 宿泊料金調査 宿泊施設実態調査 宿泊実施要項	宿泊基本方針 宿泊基本計画 宿泊施設充足対策要項 宿泊料金調査 宿泊施設実態調査 宿泊実施要項	宿泊基本方針 宿泊基本計画 宿泊施設充足対策要項 宿泊料金調査 宿泊施設実態調査 宿泊実施要項
17	衛生				医事衛生基本方針 医事衛生基本計画 医療救護、食品衛生対策、環境衛生対策、防疫対策、馬事衛生対策等の実施	医事衛生基本方針 医事衛生基本計画 医療救護、食品衛生対策、環境衛生対策、防疫対策、馬事衛生対策等の実施	医事衛生基本方針 医事衛生基本計画 医療救護、食品衛生対策、環境衛生対策、防疫対策、馬事衛生対策等の実施	医事衛生基本方針 医事衛生基本計画 医療救護、食品衛生対策、環境衛生対策、防疫対策、馬事衛生対策等の実施	医事衛生基本方針 医事衛生基本計画 医療救護、食品衛生対策、環境衛生対策、防疫対策、馬事衛生対策等の実施	医事衛生基本方針 医事衛生基本計画 医療救護、食品衛生対策、環境衛生対策、防疫対策、馬事衛生対策等の実施	医事衛生基本方針 医事衛生基本計画 医療救護、食品衛生対策、環境衛生対策、防疫対策、馬事衛生対策等の実施	医事衛生基本方針 医事衛生基本計画 医療救護、食品衛生対策、環境衛生対策、防疫対策、馬事衛生対策等の実施	医事衛生基本方針 医事衛生基本計画 医療救護、食品衛生対策、環境衛生対策、防疫対策、馬事衛生対策等の実施
18	輸送・交通				輸送・交通基本方針 輸送・交通基本計画 全国・会場地・開閉会式会場輸送計画等	輸送・交通基本方針 輸送・交通基本計画 全国・会場地・開閉会式会場輸送計画等	輸送・交通基本方針 輸送・交通基本計画 全国・会場地・開閉会式会場輸送計画等	輸送・交通基本方針 輸送・交通基本計画 全国・会場地・開閉会式会場輸送計画等	輸送・交通基本方針 輸送・交通基本計画 全国・会場地・開閉会式会場輸送計画等	輸送・交通基本方針 輸送・交通基本計画 全国・会場地・開閉会式会場輸送計画等	輸送・交通基本方針 輸送・交通基本計画 全国・会場地・開閉会式会場輸送計画等	輸送・交通基本方針 輸送・交通基本計画 全国・会場地・開閉会式会場輸送計画等	輸送・交通基本方針 輸送・交通基本計画 全国・会場地・開閉会式会場輸送計画等
19	式典・会場				式典基本構想 式典基本方針 開・閉会式会場等整備 基本計画 開・閉会式会場等整備 実施計画	式典基本構想 式典基本方針 開・閉会式会場等整備 基本計画 開・閉会式会場等整備 実施計画	式典基本構想 式典基本方針 開・閉会式会場等整備 基本計画 開・閉会式会場等整備 実施計画	式典基本構想 式典基本方針 開・閉会式会場等整備 基本計画 開・閉会式会場等整備 実施計画	式典基本構想 式典基本方針 開・閉会式会場等整備 基本計画 開・閉会式会場等整備 実施計画	式典基本構想 式典基本方針 開・閉会式会場等整備 基本計画 開・閉会式会場等整備 実施計画	式典基本構想 式典基本方針 開・閉会式会場等整備 基本計画 開・閉会式会場等整備 実施計画	式典基本構想 式典基本方針 開・閉会式会場等整備 基本計画 開・閉会式会場等整備 実施計画	式典基本構想 式典基本方針 開・閉会式会場等整備 基本計画 開・閉会式会場等整備 実施計画
20	警備・消防				警備・消防防災基本方針 警備・消防防災基本計画 業務実施計画(自主警備、消防防災、 大規模災害・突発性大事故対策) 会場管理運営要綱	警備・消防防災基本方針 警備・消防防災基本計画 業務実施計画(自主警備、消防防災、 大規模災害・突発性大事故対策) 会場管理運営要綱	警備・消防防災基本方針 警備・消防防災基本計画 業務実施計画(自主警備、消防防災、 大規模災害・突発性大事故対策) 会場管理運営要綱	警備・消防防災基本方針 警備・消防防災基本計画 業務実施計画(自主警備、消防防災、 大規模災害・突発性大事故対策) 会場管理運営要綱	警備・消防防災基本方針 警備・消防防災基本計画 業務実施計画(自主警備、消防防災、 大規模災害・突発性大事故対策) 会場管理運営要綱	警備・消防防災基本方針 警備・消防防災基本計画 業務実施計画(自主警備、消防防災、 大規模災害・突発性大事故対策) 会場管理運営要綱	警備・消防防災基本方針 警備・消防防災基本計画 業務実施計画(自主警備、消防防災、 大規模災害・突発性大事故対策) 会場管理運営要綱	警備・消防防災基本方針 警備・消防防災基本計画 業務実施計画(自主警備、消防防災、 大規模災害・突発性大事故対策) 会場管理運営要綱	警備・消防防災基本方針 警備・消防防災基本計画 業務実施計画(自主警備、消防防災、 大規模災害・突発性大事故対策) 会場管理運営要綱
21	全国障害者スポーツ大会				会場地選定基本方針 会場地選定(正式競技) オープン競技実施基本方針 会場地選定(オープン競技) 競技用具整備	会場地選定基本方針 会場地選定(正式競技) オープン競技実施基本方針 会場地選定(オープン競技) 競技用具整備	会場地選定基本方針 会場地選定(正式競技) オープン競技実施基本方針 会場地選定(オープン競技) 競技用具整備	会場地選定基本方針 会場地選定(正式競技) オープン競技実施基本方針 会場地選定(オープン競技) 競技用具整備	会場地選定基本方針 会場地選定(正式競技) オープン競技実施基本方針 会場地選定(オープン競技) 競技用具整備	会場地選定基本方針 会場地選定(正式競技) オープン競技実施基本方針 会場地選定(オープン競技) 競技用具整備	会場地選定基本方針 会場地選定(正式競技) オープン競技実施基本方針 会場地選定(オープン競技) 競技用具整備	会場地選定基本方針 会場地選定(正式競技) オープン競技実施基本方針 会場地選定(オープン競技) 競技用具整備	会場地選定基本方針 会場地選定(正式競技) オープン競技実施基本方針 会場地選定(オープン競技) 競技用具整備
22	募金・協賛		募金推進要綱 募金推進計画	募金推進要綱 募金推進計画	募金推進要綱 募金推進計画	募金推進要綱 募金推進計画	募金推進要綱 募金推進計画	募金推進要綱 募金推進計画	募金推進要綱 募金推進計画	募金推進要綱 募金推進計画	募金推進要綱 募金推進計画	募金推進要綱 募金推進計画	募金推進要綱 募金推進計画
23	子ども・若者参画				子どもや若者(ジュニアユースチーム)による国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を含む県のスポーツ推進に関する調査研究等	子どもや若者(ジュニアユースチーム)による国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を含む県のスポーツ推進に関する調査研究等	子どもや若者(ジュニアユースチーム)による国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を含む県のスポーツ推進に関する調査研究等	子どもや若者(ジュニアユースチーム)による国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を含む県のスポーツ推進に関する調査研究等	子どもや若者(ジュニアユースチーム)による国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を含む県のスポーツ推進に関する調査研究等	子どもや若者(ジュニアユースチーム)による国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を含む県のスポーツ推進に関する調査研究等	子どもや若者(ジュニアユースチーム)による国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を含む県のスポーツ推進に関する調査研究等	子どもや若者(ジュニアユースチーム)による国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を含む県のスポーツ推進に関する調査研究等	子どもや若者(ジュニアユースチーム)による国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を含む県のスポーツ推進に関する調査研究等
24	【参考】競技力向上(対策本部)	競技力向上基本計画 競技力向上対策本部	競技力向上基本計画 競技力向上対策本部	競技力向上基本計画 競技力向上対策本部	競技力向上基本計画 競技力向上対策本部	競技力向上基本計画 競技力向上対策本部	競技力向上基本計画 競技力向上対策本部	競技力向上基本計画 競技力向上対策本部	競技力向上基本計画 競技力向上対策本部	競技力向上基本計画 競技力向上対策本部	競技力向上基本計画 競技力向上対策本部	競技力向上基本計画 競技力向上対策本部	競技力向上基本計画 競技力向上対策本部

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
開催基本構想改正（案）について

主な改正点

① 開催年の変更

開催年を令和6年（2024年）から令和7年（2025年）へ変更。

② 第1章に1年延期になった経緯の説明を追加。

③ パリオリンピック・パラリンピックに関する記述

「パリオリンピック・パラリンピックイヤーにふさわしい大会運営」から「パリオリンピック・パラリンピックを活かした大会運営」へ記述を変更。

④ ボランティア名称の変更

情報支援ボランティアから手話・要約筆記ボランティアへ名称を変更。

目次

第1章 開催基本構想について	
第1節 策定の趣旨・目的	1
第2節 開催基本構想の位置づけ	2
第2章 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会について	
第1節 国民スポーツ大会とは	3
第2節 全国障害者スポーツ大会とは	5
第3節 本県のスポーツ環境等	5
第4節 本県における両大会開催の意義	6
第3章 開催基本方針 ～滋賀が目指す大会の姿～	
第1節 開催基本方針	7
1. 開催基本方針	7
2. 実施目標	7
第4章 両大会の開催準備および大会運営に係る取組	
～実施目標の実現および両大会終了後のレガシー創出・継承に向けて～	
第1節 実施目標1 滋賀をスポーツで元気にする大会』に向けた取組	10
第2節 実施目標2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会』に向けた取組	12
第3節 実施目標3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会』に向けた取組	14
第4節 実施目標4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会』に向けた取組	17
第5節 実施目標5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会』に向けた取組	19
第6節 実施目標6 滋賀の未来に負担を強さない大会』に向けた取組	20
第7節 実施目標7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会』に向けた取組	22
第5章 開催基本構想の推進方策	
第1節 推進体制	24
第2節 開催基本構想の推進のために各主体に期待される役割	24
第3節 開催基本構想のフォローアップ（進捗管理）の実施	26
第4節 両大会終了後のレガシー継承に向けた対応について	26

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

開催基本構想改正（案）

2025年 ver. に差し替え



2025年 ver. に差し替え

令和〇年（〇〇〇〇年）〇月

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

滋賀県開催準備委員会

第1章 開催基本構想について

第1節 策定の趣旨・目的

国民スポーツ大会（国民体育大会）¹は、昭和21年（1946年）の第1回大会以来、国内最大のスポーツの祭典として広く親しまれ、国民の健康増進と体力向上、スポーツの普及と発展、そして豊かで活力ある地域社会づくりに大きく寄与してきました。本県では、昭和56年（1981年）に「水と緑にあふれる若さ」をスローガンとした第38回国民体育大会を「びわこ国体」と名づけて開催し、これを契機として、スポーツの普及・振興を図ってきたところ

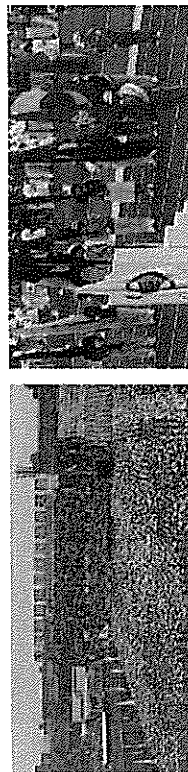
です。また、同年には、「わたしにも こんな力が 生きがい」をスローガンとした第17回全国身体障害者スポーツ大会（びわこ大会）を本県で開催し、障害のある方が力強く競技する姿が多くの県民に大きな感動を与えたところです。

そして、前回開催から43年ぶりとなる令和6年（2024年）に第79回国民スポーツ大会と第24回全国障害者スポーツ大会の開催が内定していますが、令和2年（2020年）に開催予定であった鹿児島県の両大会が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和5年（2023年）に延期されたことを受け、本県の両大会は令和7年（2025年）に開催できず、びわこの地で開かれることとなりました。

国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会を意義ある大会として成功に導くためには、県民の皆さんはもちろんのこと、両大会の準備・運営に関わるすべての関係者が両大会の方向性や目標をしっかりと共有し、一丸となって取組を進めていく必要があります。

そうしたことから、今般、「開催基本方針」²に掲げる実施目標の達成に向けた取組や大会終了後のレガシー³創出・継承の方向性を「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本構想（以下「開催基本構想」）」として取りまとめ、今後の開催準備・大会運営の具体的な取組等とともに、滋賀が目指す両大会の姿の県内外への発信や大会開催の機運醸成に活かしていきます。

【第36回国民体育大会（びわこ国体）/秋季大会開会式】写真の出典：滋賀県ホームページ

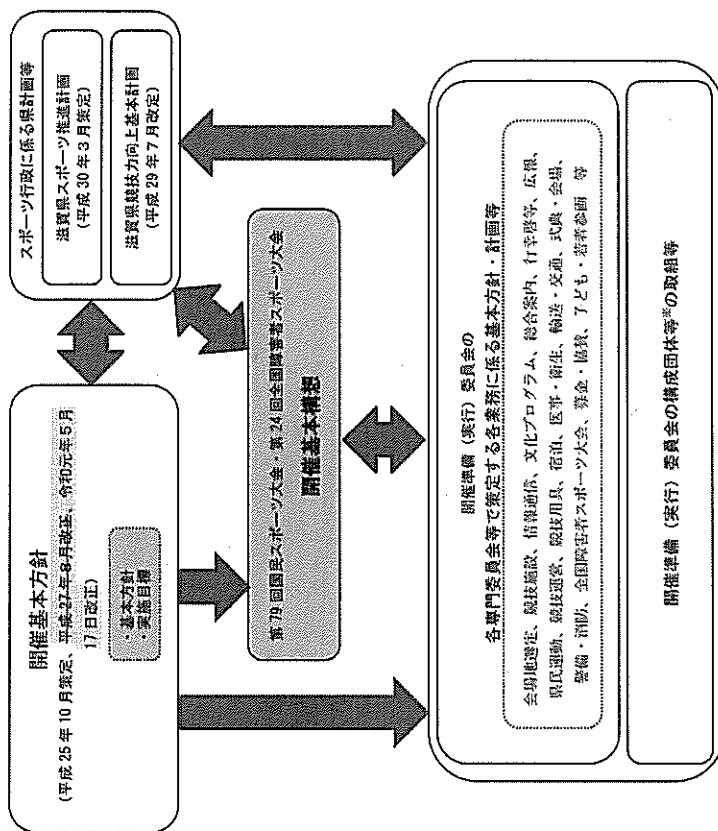


¹ スポーツ基本法改正により「国民体育大会」は「国民スポーツ大会」に変更（令和5年（2023年）1月施行）。
² 「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会（以下「開催準備委員会」）」の平成25年（2013年）10月31日第1回総会決定。平成27年（2015年）8月31日第3回総会決定。令和元年（2019年）5月17日第7回総会決定。
³ 直訳は「遺産」であるが、スポーツ分野ではスポーツイベント開催後に迎えられる長期的・持続的効果という。

開催基本構想は、上位方針である開催基本方針（平成25年（2013年）10月31日第1回総会決定・平成27年（2015年）8月31日第3回総会改正、令和元年（2019年）5月17日第7回総会改正）に基づき、開催準備委員会が策定するものです。

なお、開催基本構想の策定に当たっては、開催準備委員会の各専門委員会等で策定する具体的な各業務に係る基本方針・計画等のほか、「滋賀県スポーツ推進計画」⁴および「滋賀県競技力向上基本計画」⁵などの関係する計画とも整合を図ることとします。

【開催基本構想の位置づけに係る模式図】



※開催準備（実行）委員会は、県・市町議会議員、県、市町、国、学校・教育関係団体、経済団体、スポーツ関係団体、通信・運輸・交通関係団体、医療・福祉関係団体、宿泊・観光・衛生関係団体、警備・消防関係団体、社会・文化・環境関係団体など約340の関係者で構成。開催3年前（令和4年（2022年））に「実行委員会」へ移行。

⁴ 滋賀県スポーツ推進条例第8条に基づき、スポーツの推進に関する総合かつ計画的な推進を図るために策定する計画で、県民の心身の健康の保持増進を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで輝くのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としている。

⁵ 滋賀県スポーツ推進計画における競技力向上に関する展開方策を具現化するための計画。

第2章 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会について

第1節 国民スポーツ大会とは

1 概要

国民体育大会（以下「国民」）。令和5年（2023年）1月の佐賀大会から「国民スポーツ大会」は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として毎年開催される国内最大のスポーツの祭典です。

昭和21年（1946年）に京都府を中心とした京阪神地区で第1回目の国民体育大会が開催され、以来、各都道府県の持ち回り開催となり、スポーツの普及や競技者・指導者の育成、スポーツ施設の整備、スポーツ組織の充実など、スポーツ振興体制の確立とスポーツ文化の形成に貢献してきました。

2 実施競技

国民スポーツ大会は、9月中旬から10月中旬までの11日間以内の会期で開催され、正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯が授与される都道府県対抗により行われるものです。

国民スポーツ大会の競技には、「正式競技」のほか、「特別競技」、「公開競技」、開催地都道府県民を参加対象とする「デモンストラレーションスポーツ」があります。

【第79回国民スポーツ大会における実施予定競技】

<正式競技>（37競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スノーボード、スキー、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

<特別競技>（1競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

<公開競技>（7競技）

綱引、グレートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンデドテニス、エアロビック

<デモンストラレーションスポーツ>（開催県民を対象に開催県にて種目決定）

6 大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省および開催地都道府県。各競技会は日本スポーツ協会加盟競技団体および各地市町村が運営する。
7 大会の会期は、開催3年前に公益財団法人日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

(例) 少林寺拳法、オリエンテーリング、ダンススポーツ等

第2節 全国障害者スポーツ大会とは

1 概要

全国障害者スポーツ大会は、障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的として毎年開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

昭和40年（1965年）から身体に障害のある人々を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と平成4年（1992年）から知的障害者の大会として、平成13年（2001年）から団体終了後、団体と同じ開催地で開催されている大会です。

前身の「全国身体障害者スポーツ大会」も含めると、滋賀県では434年ぶりの開催となります（「全国障害者スポーツ大会」としては初めての開催）。

2 実施競技

全国障害者スポーツ大会の実施競技は、競技規則に定められた個人競技および団体競技とし、団体競技は都道府県・指定都市対抗により行われます。なお、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議の上、「オープン競技」として実施することができるとされています。

【全国障害者スポーツ大会における実施予定競技】

<正式競技>（14競技）

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ポッチャバスケケットボール、車いすバスケケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー

※卓球（輪）…2019年総大会から、ポッチャ…2021年三重大会から追加。

<オープン競技>（参考例：平成29年（2017年）えひめ大会実施競技）

肢体障害者ボウリング、ブライントドテニス、精神障害者フットサル

※オープン競技は、開催実行委員会と中央主催者（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会および文部科学省）の協議の上、決定される。

第3節 本県のスポーツ環境等

1 地勢

本県は、日本列島のほぼ中央に位置する県で、その中央には我が国最大の湖である琵琶湖があり、周囲を伊吹、鈴鹿、比良などの緑豊かな山々に囲まれています。そうした豊かな自然環境のもとで自然と共生する文化が育まれてきました。彦根城や安土城跡、紫香楽

8 大会の主催者は、文部科学省、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会ならびに開催地都道府県・指定都市および開催地市町村で、必要に応じてその他の関係団体を加えることができる。

宮跡をはじめ、近江八幡、大津、五箇荘の伝統的な町並みや長浜曳山まつり、信楽焼などの文化財がそれぞれの地域の伝統行事とともに引き継がれてきました。

また、恵まれた自然環境や優良な生産基盤のもとで生産される、近江米や近江の茶、近江牛や湖魚をはじめとする農畜水産物が全国的に知られています。

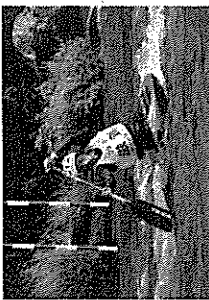
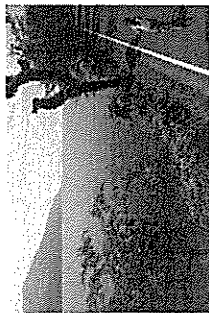
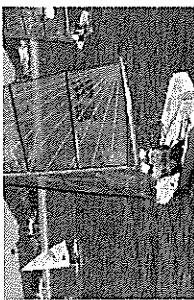
一方、鉄道や高速道路などの広域交通基盤が集中する恵まれた交通環境や、京阪神や東京の大都市圏に近接しており、第二次産業の構成比が高い内陸工業県となっています。

2 スポーツに係る自然環境

琵琶湖は、湖上でのボートやセーリング、湖辺での湖水浴やキャンプなど、様々なスポーツ活動を楽しむ場となっています。ボート、セーリング、カヌー競技を中心とした湖上スポーツは、大学、高校等のサークル活動・運動部活動や、企業スポーツとしても盛んであり、全国トップクラスの成績を収めています。また、湖辺では、「ビワイチ」⁹の愛称で親しまれる琵琶湖一周サイクリングが盛り上がりを見せています。

ほかにも、伊吹、鈴鹿、比良などの山々の自然環境を活かしてハイキング、トレッキング、キャンプや登山、さらには、高原を利用したパラグライダーやハンググライダー、冬はスキー、スノーボードなどが楽しめ、多くの人々が訪れています。

【本県の自然環境とスポーツ】【写真の出典】滋賀県ホームページ



3. スポーツ活動の状況

「県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査」（平成 28 年度）によると、成人の 1 週間のスポーツ実施率が 36.0%と全国平均に比べて低く、特に 20～50 歳代の実

⁹ 琵琶湖一周＝ビワイチとは琵琶湖大橋より北側の北湖（約 150km）と南側の南湖を合わせた約 190km を自転車で一周すること。

施率が低く、また、「全国体力・運動能力調査、運動習慣等調査」（平成 28 年度）によると、中学生は全国平均を上回るものの小学生は全国平均より低く、かつ、1 週間の運動・スポーツ実施時間も全国平均を下回る状況です。また、障害のある人のスポーツも、施設の利用環境や身近にスポーツを楽しむ拠点数等に課題があるとされています。

一方、本県ゆかりのアスリートの活躍やバスケットボール等のプロチームの活躍により、トップレベルのスポーツ観戦の機会が増えています。また、障害者スポーツでも、パラリンピックでの本県出身選手の活躍が心のバリアフリーや共生社会実現の契機となり、県のスポーツ大使の交流事業でもパラリンピアンとの交流実績が増えています。

第 4 節 本県における両大会開催の意義

国民スポーツ大会は、国内最大のスポーツの祭典であり、国内トップレベルの競技に触れることができる貴重な機会です。また、全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手が全国から集う障害者スポーツの全国的な祭典となります。

本県での両大会は、各種国際スポーツ大会が連続して開催されるゴールデン・スポーツイヤー¹⁰の後、しかも、パリで開催されるオリンピックおよびパラリンピックの選手訓練の開催となります。人々のスポーツへの関心が高まる絶好のタイミングで両大会を開催することで、スポーツの「する」、「みる」、「支える」の大きなきっかけとなり、スポーツを通じた夢や感動の共有や、健康づくり促進につながると期待されます。

さらには、両大会を通じて、障害者理解や交流の機会が生まれ、人々がともに支え合う共生社会の実現につながると期待されます。

また、両大会には、県内外から数十万人もの人々が訪れることから、開・閉会式や県内各地で開催される各競技会や関連行事・イベント等のおもてなしを通じて、地域の絆づくりが進み、人々の交流の輪が広がるとともに、琵琶湖や山々などの豊かな自然環境や歴史・文化、食等の滋養の魅力を発信や滋養の魅力を高めることにもつながると期待されます。

なお、2015 年 9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、2030 年までの国際社会共通の目標として、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs) が掲げられました。「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、スポーツについて、寛容性と尊厳を促進し、開発および平和への寄与、健康、教育、女性や若者、個人やコミュニティの強化に寄与するものとしており、両大会の開催は持続可能な社会の実現に貢献することにもつながります。

¹⁰ 平成 29 年をいめ国体、えひめ国体、ふくしま国体、参加者(選手・観客、人金関係者、観客)延べ約 80 万人、宿泊者延べ約 20 万人。

第3章 開催基本方針 ～滋賀が目指す大会の姿～

第1節 開催基本方針

開催基本方針は、両大会を次のような大会にするとしています。

1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で令和5(2023年)に開催する第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う子育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあり、全国から滋賀の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とするなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

大会の開催を契機として、県民の皆さんがより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図るとともに、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を進めます。

併せて、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力を更に高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

1の基本方針に基づき、次の7つの実施目標を定めています。

実施目標1 滋賀をスポーツで元気にする大会

県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組みとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

実施目標2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもたちの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

実施目標3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、様々な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

実施目標4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つけなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

実施目標5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会

大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを指します。

実施目標6 滋賀の未来に負担を残さない大会

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ、防災等多目的に使用できる、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

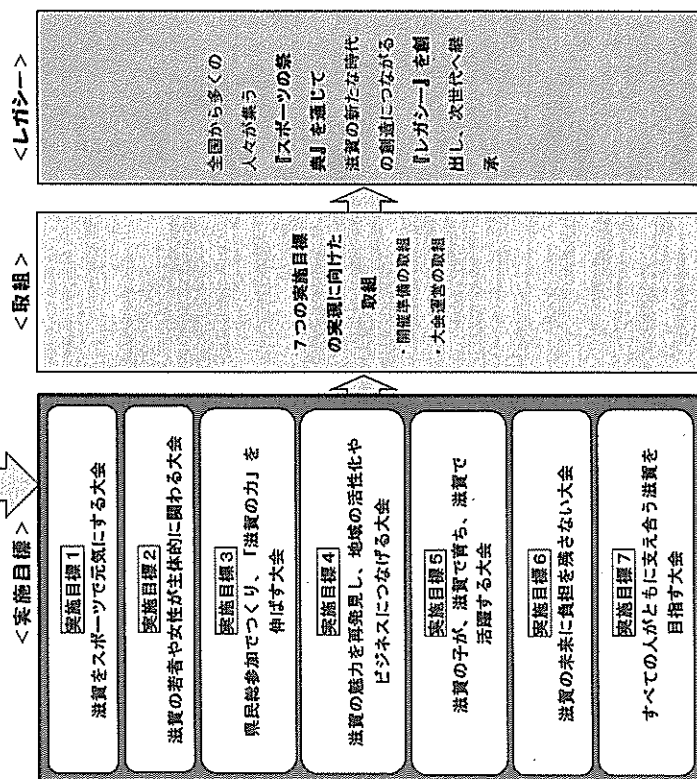
実施目標7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度にかかわらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を拓けるとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。

こうした実施目標を実現し、全国から多くの人々が集うスポーツの祭典(＝両大会)を成功させることによって、滋賀の新たな時代の創造につながる様々な「レガシー」を創出し、これらを次の世代に継承していくこととします。

＜基本方針＞

- ◇ 次代を担う人育て
- ◇ 活気に満ちた真心通い合う郷土づくり
- ◇ 全国から滋賀を訪れる多くの人の交流
- ◇ 県民総参加により、夢や感動、連帯感を共有
- ◇ 県民がより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境づくり
- ◇ 健康・体力の保持増進と競技力の向上
- ◇ 障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加
- ◇ ふるさと滋賀の活力をさらに高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現



第4章 両大会の開催準備および大会運営に係る取組

～実施目標の実現および大会終了後のレガシー創出・継承に向けて～

第3章に記載の開催基本方針に基づく実施目標の実現を図るとともに、両大会の開催準備や大会運営によって得られる経験や生み出される成果を一過性のものとするのではなく、大会終了後のレガシーとして創出し、次世代に継承することができるよう、開催準備（実行）委員会は、構成団体や企業、県民等と連携しながら次のような取組を推進していきます。

第1節 『実施目標1 滋賀をスポーツで元気にする大会』に向けた取組

1 県民のスポーツ活動の促進

（1）県民が生連にわたりスポーツ活動を行うきっかけづくり

- トップレベルの選手の両大会への参加を要請し、「観て楽しめる大会」となるよう努めるとともに、スポーツへの興味・関心が高まるよう県民に観戦を呼びかけます。
- 子ども、若者、高齢者、障害の有無など問わず県民誰もが年齢や能力、趣味・嗜好に合った「マイスポーツ」を見つけ、スポーツの「する」「みる」「支える」取組につながるよう、両大会の情報と併せて様々な競技の魅力や選手の魅力などスポーツ活動のきっかけにつながる情報発信を行います。
- 県民が興味・関心に応じてスポーツに親しめるよう、県民が広く参加できる国民スポーツ大会のデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」）や、両大会の関連イベントでのスポーツ体験の機会を設け、参加を呼びかけます。
- 国民スポーツ大会のデモスポについては、滋賀ならではの特色ある種目や障害のある人が参加しやすい種目、親子で参加しやすい種目を設け、全国障害者スポーツ大会のオープン競技については、湖上スポーツやパラリンピックホストタウン関連競技など、滋賀の特長を活かした実施種目を検討します。

（2）障害のある人の参加機会の拡大

- 関係団体や学校等と連携し、障害者スポーツの体験機会を設け、障害のある人のスポーツ活動への参加機会の拡大を図るほか、障害者スポーツの観戦機会に係る情報提供等により、障害者スポーツの普及を促進します。

【ジュニア・ユースチーム第3期生によるパラスポーツの魅力発信に係る提言】

ジュニア・ユース第3期生へ向け発信～

3 パラスポーツの魅力を発信します。

- ・ 体験したことを友達に伝えます。
- ・ 友達と一緒にパラスポーツやボランティアへの参加に努めます。
- ・ SNS等を使った情報発信を積極的に行います。

※投票のうち1、2は、バリアフリー等に係る提言
（P23掲載のため、本頁では省略）

(3) スポーツの持つ多様な価値の共有

- 実践することで得られる感動や達成感、心身の健康の保持・増進等をはじめとするスポーツの多様な価値を発信します。
- 両大会におけるスポーツボランティア活動など、スポーツの現場で身近にスポーツが持つ多様な価値に触れることができる機会を県民に提供します。
- 企業等による両大会を支える取組が、企業のイメージや価値の向上につながるよう寄附に対する表彰や情報発信を行います。

(4) シンボルスポーツ等の創出・定着

- 東京2020オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウン制度¹⁵やワールドマスタースゲームズ2021関西¹⁶の開催、さらには両大会開催後を見据えて、県や市町、競技団体が連携し、開催競技が滋賀のシンボルスポーツ¹⁷となるよう、情報発信します。
- 会場地市町、競技団体、県等が連携し、スポーツ教室開催や合宿・スポーツイベント誘致や出場選手との交流など、開催競技を身近に感じられる機会を設けます。

2 健康づくり活動の促進

- 両大会を契機に高まるスポーツへの関心が、県民における身体を動かす習慣の定着や健康づくり活動の促進につながるよう、県・市町関係機関や関係団体と連携しながら、スポーツを通じた健康・体カづくりに関する情報発信や普及啓発を行います。

3 スポーツ・健康づくり環境の整備

- 両大会開催に必要となるスポーツ施設の整備を通じて、県民が将来にわたるスポーツ活動や健康づくり活動を行う環境づくりを進めます。

2024/2025 滋賀レガシー①『生涯にわたり健康でスポーツに取り組み滋賀の人々』

☆スポーツ実施率の向上 ☆健康・体力の保持増進を通じた健康寿命の延伸
一皆がそれぞれ自分に合った「マイスポーツ」に取り組んでいます！



¹⁵ 東京2020オリンピック・パラリンピック参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る制度。大津市(サンマーマー)、甲賀市(シンガポール)、守山市(トルコ)、米原市(ニュージーランド)、彦根市(スペイン)が登録。
¹⁶ 国際マスターゲームズ協会は4年ごとに主催する、生涯スポーツの国際総合競技大会。令和5(2023)年にはアジアで初めて日本・関西で開催。滋賀県ではカヌー(ドラゴンボート)、ボート、陸上競技(10km ロードレース)、ホッケー、ソフトボール、野球(軟式野球)を実施。
¹⁷ 地域のシンボル(象徴)となるスポーツ。住民が愛好し、また、支えていく、地域において恒となるスポーツ。

☆魅力あるシンボルスポーツの創出・定着

→開催競技が会場地市町のシンボルスポーツとして定着し、まちづくりに活かされています。

→スポーツイベントが盛り上がっています。特に遊覧ならではのスポーツが大人気！



☆障害者スポーツの普及

→様々な障害者スポーツが盛り上がり、観戦や体験の機会が増えました。



☆県民のスポーツ・健康づくりの拠点施設

→スポーツ環境も整い、健康づくりのためにスポーツに取り組み人が増えました。



第2節 『実施目標2 滋賀の若者や女性が生体的に開ける大会』に向けた取組

1 子ども・若者の大会準備・運営への参画

- 小学5年生から大学生で構成する「子ども・若者参画特別委員会」(以下「ジュニア・ユースチーム」)¹⁸において、両大会の開催準備やスポーツ推進、競技普及等について調査・研究を行い、子どもや若者の柔軟な視点や発想による提言等を両大会の開催準備および大会運営の取組に反映します。
- ジュニア・ユースチームの調査研究活動や両大会の県民運動等への参加を通じて、子どもや若者が、人と人とのつながりや交流の中で経験や知識を得て、成長できるような活動機会・内容を充実させるとともに、子どもや若者達の取組をサポートします。
- 両大会あるいは両大会開催後のスポーツ推進を担う子ども・若者世代の関心を高める

¹⁸ 両大会の開催期間から、子どもや若者が主体的に関与できる機会を確保するとともに、世代間の交流を促進することを目的に開催準備委員会に設けた小学5年生から大学生世代までの子どもや若者で構成する委員会。通称「ジュニア・ユースチーム」と呼称。これまで第1期生は「湖上スポーツ」、第2期生は「スポーツボランティア」、第3期生は「パラスポーツ(障害者スポーツ)」、第4期生は「大会のPR大作戦」、第5期生は「スポーツの魅力発見」第6期生は「ユーススポーツ」をテーマに調査研究活動を実施。

ため、子ども・若者に分かりやすく楽しい訴求力のある広報・情報発信を行います。

2 女性の大会準備・運営への参画および大会への参加の促進

○ 開催準備（実行）委員会の各専門委員会において、女性委員の参画機会を確保し、両大会の開催準備や運営に係るあらゆる場面で、女性の視点や意思を反映し、女性が、よりスポーツに親しめる環境づくりを進めます。

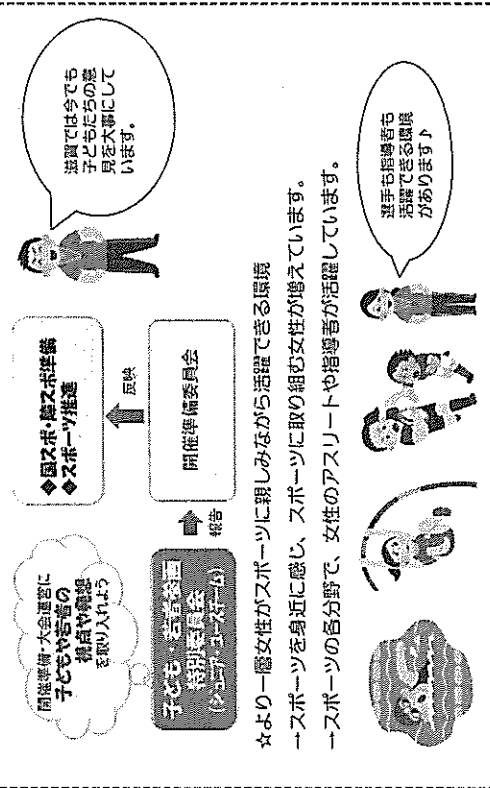
○ 競技団体の役員や女性の登用や女性の指導者育成に向けて、競技活動継続の支援や指導者育成に向けた研修のほか、女性指導者ネットワーク構築の支援に取り組めます。

○ 女性の両大会への参加意欲や関心を高めるため、女性に訴求力のある情報発信・広報を行います。

○ デモスポや両大会の関連イベント等に、女性が参加しやすいものや子育て中の女性が親子で参加できるものを設けるなど、両大会への女性の参加に配慮します。

2024/2025 滋賀レガシー② スポーツで輝く滋賀の子ども・若者・女性

☆滋賀のスポーツ推進の次世代の担い手となる子ども・若者の育成
一両大会の成功に貢献した子どもたちが今では、滋賀のスポーツの大黒柱に！



☆より一層女性がスポーツに親しみながら活躍できる環境
一スポーツを身近に感じ、スポーツに取り組み女性が増えています。
一スポーツの各分野で、女性のアスリートや指導者が活躍しています。

16 平成30年4月2年度現在、総務企画専門委員会、広報・県民運動専門委員会、競技運営専門委員会、全国障害者スポーツ大会専門委員会、宿泊・衛生専門委員会、編造・交通専門委員会、子ども・若者参画特別委員会、募金・協賛推進特別委員会、式典・会場専門委員会、章徽・消防専門委員会を設け、今後、式典・会場専門委員会、第一・第二専門委員会を設けよう。

第3節『実施目標3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会』に向けた取組

1 多様な主体との連携・協働

○ 開催準備（実行）委員会および各専門委員会等を通じて県、市町、関係機関・団体、学校、企業等が緊密に連携・協働し、全ての人々が一丸となり、様々な立場の県民や地域の力、知恵や思いを結集して開催準備および大会運営を行います。

○ 多くの県民が両大会開催を実感し、参加・協力できるよう、開催競技（正式競技、特別競技、公開競技、デモスポ、全国障害者スポーツ大会正式競技、オープン競技）を県内の様々な地域で開催します。

○ スポーツボランティア活動や県民運動（花いっぱい運動¹⁷、あいさつ運動、クリーンアップ運動¹⁸等）、式典前演習、募金など、すべての県民が何らかの形で両大会に参加・協力できる機会を創出します。

○ 両大会の運営基盤をつくり、広報活動と連携して県民や企業・団体の理解と賛同による寄附等の募集を様々な手法で推進するほか、企業協賛制度を構築します。

2 スポーツボランティア活動等の推進

○ 県や市町、関係団体、学校、企業等と連携しながら、大会運営ボランティア、手話・筆談筆記などを行う情報支援手話・筆談筆記ボランティア、選手団と行動をともにする選手団サポートボランティアなど両大会における多様なボランティアの養成・確保を図ります。

○ 県や市町、関係団体等と連携して、両大会に係るスポーツボランティア活動への参加機会に関する情報提供するとともに、スポーツボランティア活動に関する普及啓発や企業等へボランティア体験取得への理解を要請することなどにより、県民がスポーツボランティアとして両大会に参加しやすい環境づくりに努めます。

○ 県や市町、関係団体等と連携して、ワールドマスタースゲームズ2021関西の実績を活かして、スポーツボランティア活動が円滑に行われるよう運営に努めるとともに、ジュニア・ユースチームで取りまとめた「スポーツボランティア七ヶ条」を踏まえ、スポーツボランティア参加者と主催者・参加選手が大会成功の喜びを分かち合えるよう運営に配慮します。

スポーツ心傳 七ヶ条

● **スポーツに参加する人へ**

- ✓ 自主的・無償の社会貢献活動と心構えよう！
- ✓ 元気なあいさつと笑顔を心がけよう！
- ✓ 競技ルールを知っておこう！
- ✓ 責任と思いやりをもって役割を果たそう！

● **主催者・参加者（選手）へ**

- ✓ スポーツを支えるのは周囲の応援と応援よう！
- ✓ スポーツの意義や価値をしっかりとつくり出そう！
- ✓ 選手との交流や情報でできる価値をつくろう！

（ジュニア・ユースチーム第2期生選考より）

17 来県者を温かく歓迎するため、競技会場や沿道だけでなく、自宅や学校、公園など街並み全体を花で彩るもの。
18 会場や会場周辺等の清掃活動

3 みんなの心に残る大会運営

(1) 心に残る情報発信および式典等の開催・運営

- 広報紙、ホームページ・SNS、出前講座、報道機関を通じた広報のほか、ジュニア・ユースチームの提言も踏まえて様々な周知方法を検討しながら、両大会や滋賀の魅力を伝える情報を効果的に広報します。
- 両大会を象徴する愛称・スローガンの普及、大会マスコットキャラクターやイメージソング・ダンス、啓発イベント等により、県民の関心を盛り上げ、楽しい雰囲気を作ることで両大会開催の機運を醸成します。
- (再掲) 両大会あるいは両大会開催後のスポーツ推進を担う子ども・若者世代の関心を高めるため、子ども・若者にとっても楽しくわかりやすい訴求力のある広報・情報発信を行います。
- (再掲) 女性の両大会への参加意欲や関心を高めるため、女性に訴求力のある情報発信・広報を行います。

【ジュニア・ユースチームによる大会のPRに係る提言】

★ポスター・ラッピング制作 例) モザイクアート 写真をネットなどで検索し、それらを組み合わせ、一つの作品とするもの。 例) 写真制作 写真をもとに、両大会のイメージカラーを基に、ポスターやラッピングの制作。 両大会の知名度アップ!	★グッズ製作 例) 名刺、バッジ、ポケットタイプ、風船等の販売グッズ 両大会のイメージカラーを基に、グッズの制作。 例) 文房具、ぬいぐるみ、ハンカチやタオル等の販売グッズ 両大会のイメージカラーを基に、グッズの制作。 両大会の知名度アップ!
★イベント開催 例) 駅、ショッピングモール等でブースを出展 グッズの配布、両大会のイメージカラーの周知。 例) 両大会のイメージカラーを基に、グッズの制作。 両大会の知名度アップ!	◆ 広報誌や新聞の制作 ◆ ダンス・歌の制作 ◆ SNSを使っての情報発信 ◆ 企業等とコラボした商品の開発 ◆ 学校で、両大会に関する授業を実施 ◆ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に関するスタンブラリーや謎解きラリーを実施

- 開・閉会式や点火イベントは、簡素ながらも歴史・文化、伝統など滋賀の魅力が表現されたものとするほか、参加者同士の絆が深まり、参加者の記憶に残るものとなるよう企画や演出に創意工夫を凝らします。また、本県ゆかりのスポーツ選手にも協力を仰ぐ

- とともに、子どもから高齢者まで多くの県民が参加できるよう配慮するほか、参加する選手・役員等の負担軽減や健康管理および情報支援にも配慮します。

- 来場できない方や県外にも各競技会の模様を伝わり、感動の輪が広がるよう両大会の開催中の状況を情報発信します。

(2) 100周年記念・パラリンピック・パラリンピックイヤーにふさわしいを語った大会運営

- 令和6年(2024年)のオリンピック・パラリンピックにおける滋賀県ゆかりの選手や活躍を情報発信するほか、スポーツ関係団体等と連携し、オリンピック・パラリンピックの感動と興奮の記憶を分かち合える県民や山陽の選手に両大会や関連イベント等への参加を促すなど、オリンピック・パラリンピックへの関心を高め、取組により、国内最大のスポーツの祭典に対する期待感やスポーツ実践の意欲を高めます。

(3) 安全・安心な大会運営

- 両大会の開催期間中、災害や事故、大会参加者の傷病、感染症などの発生に備え、警備・消防、医事・衛生、輸送・交通等の各種方針・計画等を適切に策定・運用し、安全・安心な大会運営に努めます。

2024/2025 滋賀レガシー③『連携・協働で伸ばされた「滋賀の力」』

☆地元の連帯感や郷土愛の醸成 ☆スポーツを支える文化の定着
→連帯感・郷土愛が深まり、スポーツを支える文化が定着しました!

☆経験豊富なスポーツボランティア ☆社会貢献活動のさらなる活性化
→滋賀にはスポーツボランティアの経験者がたくさんいます!!

☆両大会の参加者の達成感や充実感
→両大会での楽しかった思い出が語り継がれています。

子どもの頃、大会を観に行っていたよ。

あれから30年、良い大会だったね。

スポーツをみんなであそぼう!

両大会を通じて、滋賀や仲間たちとの絆が深まりました!!

スポーツボランティアならびに、次は他のボランティアにチャレンジしてみようかな。

第4節 『実施目標4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会』

に向けた取組

1 おもてなしと遊覧の魅力強化策

(1) 心のこもった「おもてなし」

- 来、花いっぱい運動やあいさつ運動、マナーアップ運動などの県民運動の取組により、県民者を温かく迎えるほか、地域、学校単位等で滋賀県選手はもとより、県外の選手も応援するなど、思いやりの心でもってなしています。
- 各会場にて二一ズにあったパンフレットの提供、分かりやすい案内表示、行き届いたガイドに努めるなど、参加者が「来てよかった」と思える大会運営を目指します。
- 各会場や宿泊場所等で県民者に対し、豊かな自然、歴史、文化に育まれた様々な滋賀の食材を取り入れた郷土料理、特産品などの滋賀の魅力ある地域資源を活用した土産地酒によるおもてなしを行うほか、おもてなしを契機に参加選手等と地域住民の交流を図ります。なお、選手等への食事提供の際は、体調管理にも配慮します。

【ジュニア・ユースチームによる湖上スポーツを
活かした滋賀の魅力発信に係る提言】

- 観光・文化関連団体や県関係機関等と連携し、豊かな自然や歴史、文化、芸術、祭り、伝統芸能、特産品などの地域資源、湖上スポーツツルをはじめとした遊覧ならではのスポーツ環境など、遊覧の魅力を情報発信し、来県者に遊覧での滞在を楽しんでもらいます。
- ① 県民一人ひとりが自ら遊覧の魅力を再発見し、多くの来県者を再発見する

- に紹介することができるよう、おもてなしの機運を盛り上げます。
- 関係事業者と連携し、選手団の星食の共通食材や宿泊場所・会場等における食事において、滋養のよい食材を使用するなど地産地消に努めます。
- 優秀な成績を収めた選手やチームに対する副賞の授与など、注目を集める場面での滋養の特産品の使用に努めます。

19 湖上スポーツを活かした宿泊の魅力発信について、ジュニア・ユースチームより発言あり。

2 「大会文化プログラム」の展開

- 滋賀ならではの文化・芸術に係る展示会や音楽会、郷土の祭り、伝統芸能等に加え、スポーツ文化の発信に係る事業やeスポーツ²⁰など、県民者が競技観戦以外にも楽しめる「大会文化プログラム」²¹を展開し、芸術等の魅力を発信します。

3 スポーツビジネスの展開等

- 観光関連団体、企業、果園関係機関等と連携し、同大会の競技への参加や競技観戦を契機に集果する人々に向けて、豊かな自然環境を活かしたスポーツツーリズム²²や、大会文化プログラムに基づく各種文化事業や歴史・文化等の地域資源を活かした文化ツーリズムのほか、農村環境や食材・食文化を活かしたツーリズムなど、滋賀ならではのツーリズムを提案します。
- スポーツ産業や観光産業、健康関連産業等を中心とした経済振興に向けて、県内外に同大会を契機とした誘客やスポーツ参加人口の増加につながるよう、同大会やスポーツ活動促進に関する情報発信・広報を積極的にを行います。
- 同大会の愛称・スローガンや大会マスコットキャラクター等を活用した商品開発を積極的に提案するなど、同大会の機運醸成と併せて企業等と連携したビジネスにもつながる取組を進めます。

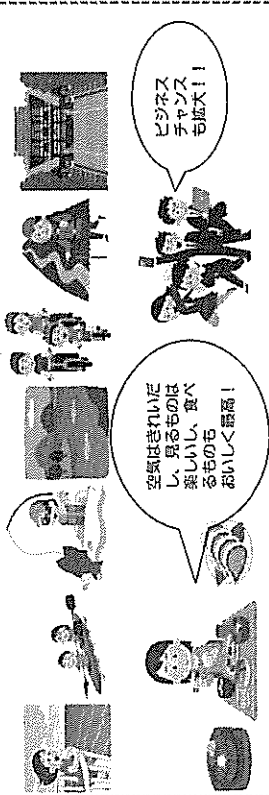
²⁰ エレクトロニクス・スポーツ(electronic sports)の略称で、コンピュータゲームで行うスポーツ競技をいう。
平成29年(2017年)愛媛県体、平成30年(2018年)福井県体、令和元年(2019年)茨城県の大文化プロ
グラム「eスポーツ」について、eスポーツが、スポーツ文化に関する事業として実施されたところ。令和元年(2019年)茨城県

21 ヲ 大文化プログラムとは、「文化プログラム実施基準」（公益財団法人日本スポーツ協会）に基づき、文化・芸術・大文化プログラムから実施する国民スポーツ大会の開催行事の一つ。開催年の年間を通じて来県者に県民の魅力を発信するた
22 ヲ 各競技者がスポーツイベントの楽しみや文化等をテーマとした文化・芸術イベントを実施するもの。
23 ヲ 競技親戚やスポーツイベントに参加した観光客をいう（ピラティス、ボート、セーリング、カ
24 ヲ ハンギング、スキー等の別リスポート、登山、アウトドアスポーツ等を楽しむこと等）

☆認知度が高まり、さらに磨き上げられる滋賀の魅力

☆スポーツツーリズムをはじめとする体験交流型旅行の普及

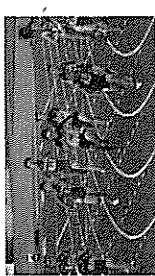
ー滋賀の魅力の認知度が高まり、さらに磨き上げられるとともに、スポーツツーリズムなど、地域資源を活かした地域活性化の取組が進んでいます。



第5節 『実施目標5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会』に向けた取組

1 競技力の向上

- 県とスポーツ関係団体、学校、企業等が連携しながら、選手の発掘・育成・強化、競技活動継続の支援、指導者の養成・確保、スポーツ施設の整備等により、計画的に競技力の向上を図り、滋賀県選手が活躍し、第79回国民スポーツ大会で天皇杯を獲得することを目指すとともに、同大会で活躍した選手が、同大会を契機として、さらに他の全国大会やオリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会等で活躍することを目指す。また、同大会を契機として、活躍した選手が指導者として次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めます。



【活躍する滋賀県選手】

※写真左から3人目および4人目

- 競技力の維持・向上の環境づくりに向けて、県民のスポーツに対する意欲や関心を喚起する情報発信や普及啓発を行います。

2 スポーツを支える人材の育成

- 滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に向けて、スポーツ関係団体と連携して、各種研修会の開催や講習会への派遣、公認指導者資格の取得推進等により、スポーツ推進の要となる指導者や競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員、競技会補助員の計画的な養成を図るとともに、指導方法の向上をはじめとする指導者の資質向上を図ります。

23 県内に活動の拠点を置き、または現に居住し、もしくは居住していた選手。

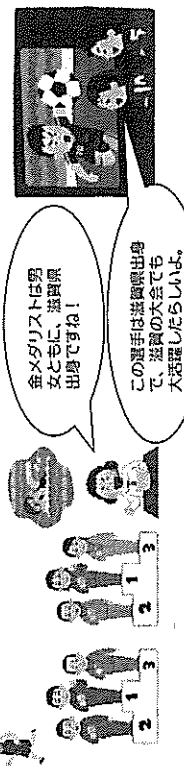
- (再掲) 県や市町、関係団体、学校、企業等と連携しながら、大会運営ボランティア、選手要約集編纂などを行う情報支援手帳・要約集記ボランティア、選手団と行動をとる選手団サポートボランティアなど同大会における多様なボランティアの養成・確保を図ります。

20242025 滋賀レガシー⑤ 『全国や世界の舞台で活躍する滋賀のアスリート』

☆競技力の向上 ☆県民のスポーツに対する高い関心や県の認知度向上

☆質の高い指導者や競技役員等

ー同大会で活躍した滋賀の選手が全国や世界の舞台で活躍しています。また、活躍した選手が指導者として、次の滋賀の世代を育てるスポーツの好循環が活かされています。



第6節 『実施目標6 滋賀の未来に負担を渡さない大会』に向けた取組

1 大会運営の簡素・効率化

- 先催県の情報やノウハウを積極的に活用するとともに、様々な創意工夫を凝らすことで、開催準備から大会運営に至る全ての取組において簡素・効率化を図ります。
- 競技用具は、県、会場地市町、競技団体等が現有するものの活用を原則とし、不足する競技用具については、先催県や後催県等と連携して借用や共同購入を検討します。

2 財政負担等を考慮した施設整備

- 両大会開催に必要となる施設は、既存施設の活用を基本とした上で、移転・改築等が必要な施設については、財政負担や将来のスポーツ推進や健康づくり促進等を考慮し、可能な限り寄附などの財源を確保し、事業費を抑制しながら整備します。なお、両大会終了後の施設利用や維持管理、財政負担、競技会開催運営等の観点から総合的に検討し、開催可能な既存施設の確保が困難な場合は、仮設施設の整備や県外施設の利用を検討します。
- 施設整備に当たっては、景観に配慮するとともに、防災拠点として、耐震性や災害時の緊急輸送機能や避難施設としての機能の確保に努めるものとします。

3 開催準備および大会運営における環境配慮

- 開催準備や大会運営に当たっては、廃棄物の発生抑制や分別を図るとともに、環境に

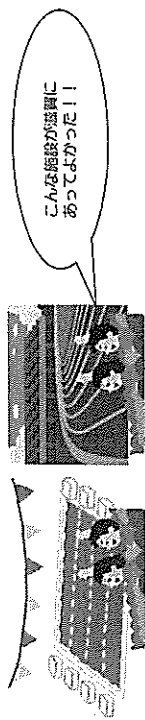
- 優しい製品（再生・再利用製品、省エネ製品等）の利用や地産地消に努めます。
- 必要な施設・設備の整備に当たっては、必要な機能や経済性も考慮の上、再生資源を活用した資材や県産材の活用、省エネ製品や再生可能エネルギーの導入など、環境への配慮に努めます。
- 大会開催期間中における、マイカー自衛と公共交通機関の利用、アイドリングストップを呼びかけることなどにより、温室効果ガスの発生抑制に努めます。
- 環境配慮の取組状況をホームページや開・閉会式会場等で情報発信するほか、クリーンアップ運動の取組などにより、県民や来場者の環境意識の醸成を図ります。

両大会における環境配慮の取組例（今後の予定含む）

分類	両大会における環境配慮の取組例
開催準備	物品は、必要最小限の購入とし、再使用または再生利用しやすい製品の優先的な購入に努める。資源に配慮した製品や、地産地消（輸送エネルギーの少ない地元で生産された商品の購入）の製品の優先的な購入に努める。 業務委託の際は、環境配慮が適切に行われるよう仕様書への記載を行う。 備品・物品は、修理等により長期使用するとともに、不要となった物も廃棄せず譲渡等により、有効利用を図る。
施設整備	広報資料や全館資料等は、必要最小限の作成に努める。 広報・案内等は、インターネットやメール活用するなど、紙媒体は必要最小限とする。 経費削減は、①現有用品、②現有用品で不足する場合は借用（レンタル）、③借用でも不足する場合は借用できない場合に購入、の順で整備することとする（物品の有効利用）。 既存の施設・設備を最大限活用し、新たな施設・設備の設置は必要最小限とする。 建設資材には、再生資源を活用した資材、県産材の使用に努める。 施設において、LED照明、人感知センサー照明、省エネ設備など省エネルギー機器の導入や、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入に努める。 冷暖房の適切な温度設定や過度な照明や空調を避けるなどにより、省エネルギーに努める。 大会参加者（選手、役員、観客等）にマイボトルの持参を呼びかける。
大会運営	全館における廃棄物の分別を徹底し、再生利用を推進する。 宿泊施設・食料等における食料提供において、食品ロス（食べられるのに廃棄される食品）の発生抑制に向けて、調理における工夫や消費への啓発等を行い、廃棄物の発生抑制に努める。 省エネルギー機器の使用に努めるとともに、再生可能エネルギーの利用に努める。 来場者に公共交通機関の利用を呼びかけ、公共交通機関が利用困難な場合は、シャトルバス利用などによりマイカー自衛につなげる。 単独のアイドリングストップを呼びかける。 事業者と連携し、弁当やおもてなし広場での飲食において、皿・カップ類を再使用可能なリユース食器の利用を進めるほか、来場者にマイ箸、マイカップの持参を呼びかけるなど、廃棄物の発生抑制の啓発を行う。 開催準備や大会運営における環境配慮の取組状況を周知し、道徳意識の醸成を図る。

2024/2025 滋賀ラガー⑥『持続可能な滋賀への貢献』

- ☆大会運営の簡素・効率化および既存施設の活用等による財政負担の軽減
- ☆両大会終了後も積極的に有効活用されるスポーツ施設
- 一整備した施設が、後の世代まで愛され、活かされています。



☆大会開催に伴う環境負荷の低減 ☆県民の環境配慮意識のさらなる向上
→滋賀では環境配慮への意識がこれまでに高まっています。



第7節『実施目標7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会』に向けた取組

- 国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の一体的な開催
 - 開催準備および大会運営に係る基本方針・計画等は、国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会共通のものとして策定します。
 - 両大会の広報・情報発信や関連イベント・行事等を一体的に行う中で、県民全般に障害者および障害者スポーツ活動への理解や関心を広めるほか、障害のある人となない人との交流の機会の創出を図ります。
 - 両大会の運営において、一体的に開催できる方法を検討し、共生社会実現に向けた滋賀の大会の姿を全国に発信します。
 - 両大会に係るスポーツボランティアや競技役員（審判員・運営員）、競技会係員、競技会補助員、競技補助員等を一体的に養成する中で、障害に係る知識の普及や障害者理解の促進に係る講習等を行い、障害のある人に配慮した大会運営を図ります。
 - 国民スポーツ大会に向けた競技力向上の取組と併せて、関係団体や学校等と連携しながら障害者スポーツの選手の発掘・確保や団体競技のチーム創出・選手層の充実など、全国障害者スポーツ大会に向けた競技力向上の取組を推進します。
 - 関係機関等と連携しながら、県内外への両大会の情報発信や、大会文化プログラムに基づき文化・芸術事業の機会を活用し、アール・ブリュット²⁴をはじめとする滋賀の福祉の先進的な取組を発信します。
- 障害のある人の大会準備・運営への参画および大会への参加の促進
 - 開催準備委員会の各専門委員会等における障害のある人またはその関係団体の参画により、両大会の開催準備および大会運営に障害のある人の意見や視点を反映します。
 - デモスポや両大会の関連イベント等に、障害のある人が参加しやすいものを設けるなど、両大会への障害のある人の参加に配慮するとともに、全国障害者スポーツ大会のオープン競技への参加を呼びかけます。
- ユニバーサルデザイン等に配慮した大会運営
 - 施設については、全国障害者スポーツ大会での利用も踏まえ、障害のある人や高齢者、

²⁴ 日本語訳では「生（き、なま）の芸術」とされる。「美術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から湧きあがる衝動のまま表現した芸術」と解釈されている。

子どもなど、すべての人が安心して利用できるよう、ユニバーサルデザイン²⁶への配慮に努めます。

- 両大会に参加する選手・指導者や観戦に訪れる人々が快適に通ごせるよう、両大会における競技運営、ボランティア対応、情報保障²⁷、宿泊、輸送・交通などのあらゆる取組において、相手の状態や立場に立った、人に対して思いやりのある大会運営を行います。
- ジュニア・ユースチームが取りまとめた「心がけ宣言」等を踏まえ、関係団体や県・市関係機関等と連携しながら「心のバリアフリー」²⁸について情報発信し、県民や県果者等に対して、障害のある人に配慮した行動を広く呼びかけます。

【ジュニア・ユースチームによる「心がけ宣言」】

ジュニア・ユース第3期生 ～心がけ宣言～

1 困っている人がいたら手助けします。

- ・ 「何かお手伝いしましょうか」と迷わず声をかけます。
- ・ 付添、駅ホームや情報歩道では気にかけます。

2 バリアフリーの施設や設備の利用マナーを守ります。

- ・ 多目的トイレやエレベーターは必要とする人の利用を考え、使用を控えるよう心がけます。
- ・ 自転車や歩上（点字ブロックの上など）には停めません。
- ・ 障害者優先の駐車場の利用マナーを守ります。

※総音のうち3は、
パラスポーツの魅力
発信に係る発言
(PIO掲載のため、本
頁では省略)

2024/2025滋賀レガシ①『人がともに支え合う滋賀』

☆障害に関する知識や障害者理解のより一層の普及
☆「心のバリアフリー」のさらなる普及 ☆障害者スポーツの普及

一障害者理解が進み、障害のある人となない人の交流が進み、思いやりの心が育まれています。
一障害者のあるなしにかかわらず、生涯を通じて誰もが身近にスポーツ活動に親しむとともに、スポーツを楽しむ地域づくりが進んでいます。



大会の開催に行っても、
皆で仲良くなりました。

☆障害のある人や高齢者、子どもなど様々な立場の人が利用しやすいスポーツ施設
一スポーツ施設に限らず、バリアフリー化が進んでいます。



どこに行っても
行動しやすくなりました。

²⁶ 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わず、誰もが利用できるよう、常に
よりよいものに改良していくという考え方。

²⁷ 障害のある人が情報入手するに当たり、必要なサポートを行うことで情報を提供することをいう。

第5章 開催基本構想の推進方策

以下により開催基本構想を着実に推進していくこととします。

第1節 推進体制

様々な立場で両大会に関わる各主体が、開催基本構想が示す方向性を踏まえて、連携・協働による取組あるいは、それぞれの主体的な取組を推進していくものとします。

第2節 開催基本構想の推進のために各主体に期待される役割

開催基本構想を推進するためには、両大会に関わる各主体が、各々の役割を果たすことが必要となります。各主体に期待される役割のうち、主なものは以下のとおりです。

1 選手 ～持てる力を最大限発揮～

- (1) フェアな精神で持てる力を最大限発揮し、観客に夢と感動を与える
スポーツマンシップに則ったフェアな精神のもと、全力で競い合う姿や競技を楽しむ姿を見せ、観客に夢と感動を与えます。

(2) 県外の選手や会場地市町住民との交流促進

選手同士の交流、応援いただいた住民との交流の中で絆を深め、感動を共有し、選手一人ひとりととりとて心に残る大会にします。

2 県民 ～積極的に参加し、両大会を楽しむ～

(1) 両大会へ参加し、両大会を楽しむ、盛り上げる

スポーツボランティアや式典、県民運動等に積極的に参加し、両大会を楽しむ、盛り上げていきます。また、両大会への参加方法の一つとして競技会を観戦し、滋賀県選手はもとより、県外の選手にも温かい声援を送り、スポーツを楽しみます。

(2) 「マイスポーツ」の発見

自身に合った好きなマイスポーツ（＝マイスポーツ）を見つけ、その競技を観戦したり、スポーツ体験やデモスポなどの機会を捉えて取り組みます。

(3) 来訪者への滋賀の魅力の紹介

一人ひとりの立場で、全国からのお客様を温もりの心でもてなし、県外の選手や関係者等と積極的に交流し豊かな自然や文化、食などの滋賀の魅力を紹介します。

3 スポーツ関係団体 ～両大会を通じたスポーツの普及・推進～

(1) 選手強化、指導者・審判員等の養成

競技団体は、両大会で選手が活躍できるよう選手の育成・強化を行うとともに、大会運営が円滑に行われるよう審判員等を計画的に養成します。

公益財団法人滋賀県スポーツ協会、滋賀県障害者スポーツ協会は、各競技団体が行う選手の育成・強化、指導者の養成等について指導や支援を行います。

(2) 会場地市町との連携による競技会場の円滑な準備・運営

競技団体と会場地市町等が協力し、選手が気持ちよく試合に臨めるよう、競技会開催

に向けた準備と円滑な大会運営を図ります。

(3) スポーツの普及やスポーツを親しむ環境づくり

公益財団法人滋賀県スポーツ協会および滋賀県障害者スポーツ協会は、競技団体や県、市町等と連携し、スポーツイベントの開催やスポーツの普及・啓発に係る情報発信を行い、県民がスポーツに親しみ、楽しめる環境づくりを進めます。

各競技団体等は、両大会に向けて、開催競技の普及・推進を進めます。

4 企業 ～両大会開催に向けた支援・協力～

(1) スポーツ活動の支援

トップアスリートや優秀な指導者を受け入れる体制づくり、社員がスポーツに親しめる環境づくりなどに積極的に取り組むことを通じて、スポーツ活動を支援します。

(2) 滋賀の魅力の発信と地域活性化等への寄与

それぞれの企業活動の中で、滋賀の魅力の発信や、滋賀の魅力の磨き上げに取り組むことを通じて企業としての地域活性化等に寄与します。

(3) 寄附・協賛等を通じた両大会への支援・協力

両大会に係る寄附や企業協賛への参加など、両大会の運営基盤づくりを支援します。

5 各種団体 ～選手への温かい声援と両大会への参加、盛り上げ～

(1) 学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等）

両大会に様々な立場で参加できることを周知し、両大会に対する興味・関心を喚起します。生徒、学生が滋賀県選手の応援や県外の選手との応援、関連イベント等への参加などで、スポーツで得られる感動を体験できる機会を多く持つよう努めます。

(2) 地域住民組織（自治会、女性団体、老人クラブ、青年団体等）およびNPO

団体の活動に関連する県民運動に積極的に参加し、機運醸成に貢献します。

また、両大会開催時には、ボランティア等のかたちで各競技会の運営・準備を支援します。また、地域ゆかりの選手などを応援し盛り上げるとともに、来県する選手、監督や観覧者等をもてなし、交流を深めます。

6 市町 ～競技会の運営等～

(1) 競技団体等との連携による競技会の円滑な準備・運営

県や競技団体等と連携し、両大会の競技会の円滑な準備、運営を行います。

また、県や競技団体、県民等と連携し、選手の応援や、来訪者の歓迎や交流の輪を広げる取組など、会場地ならではの取り組みを行います。

(2) 開催競技の広報・情報発信

各会場地市町における開催競技が会場地市町のシンボルスポーツとして住民に認知されるよう、県や競技団体等と連携し、広報・情報発信等に努めます。

7 県 ～両大会を含めたスポーツ施策等の推進～

(1) 開催準備（実行）委員会の運営および関係機関・団体等の支援・調整

開催準備（実行）委員会の事務局運営を通じて、構成団体や企業、県民等と連携し、会場地選定、競技役員等の養成、広報・県民運動、宿泊・衛生、輸送・交通、式典運営、ボランティア養成、おもてなしなど、両大会の開催準備および大会運営の取組を開催県として責任を持って進めるとともに、市町や競技団体等の取組を支援します。

また、スポーツ施策以外の各種施策を所管する県・市町関係機関等とも必要に応じて連携・調整を図り、開催準備や大会運営に活かしていきます。

(2) スポーツ施策の推進

県民、市町、事業者、大学および競技団体等と連携・調整しながら、両大会の開催や競技力向上対策を含めた様々なスポーツ施策を計画的に推進します。

(3) 県立スポーツ施設の整備等

県民が将来にわたるスポーツ活動や健康づくり活動を行う拠点となる県立スポーツ施設の整備や運営を行います。

第3節 開催基本構想のフォローアップ（進行管理）の実施

1 フォローアップの実施体制

毎年度、開催基本構想の進行状況等について、把握し、検証します。

また、開催準備（実行）委員会事務局は、必要に応じて県関係機関や、市町や競技団体等との調整を行うものとします。

2 フォローアップの視点

フォローアップの視点は以下を基本とし、方法等は実施の都度、別途定めます。

- 取組が適切に進捗しているか
- 取組に係る基本方針や計画、事業等は開催基本構想の方向性に沿ったものであるか
- 課題を踏まえた今後の対応方針が適切であるか

3 フォローアップ結果の活用等

フォローアップ結果は、ホームページ等で公表し、取組の進捗状況や課題等を県民や関係団体等と広く共有するとともに、今後の開催準備や大会運営の検討に活用します。

第4節 両大会終了後のレガシー継承に向けた対応について

両大会が終了し、開催準備（実行）委員会の解散後においても、両大会開催によって生み出されるレガシーが次世代に確実に引き継がれ、定着化が進むことが求められます。

そのため、今後、両大会開催までに、開催準備（実行）委員会や滋賀県スポーツ推進委員会等の場において、レガシーの定着化を継続的に推進する仕組みを検討していくこととします。

27 滋賀県スポーツ推進委員会条例に基づき設置される県の審議会、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画（＝「滋賀県スポーツ推進計画」）その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本構想【概要版】改正(案)

第1章 開催基本構想について

策定の趣旨・目的等

「開催基本方針」の実施目標の達成に向けた取組や、両大会終了後のレガシー創出・継承の方向性を取りまとめたもの
⇒今後の開催準備・大会運営の具体的な取組等への活用
⇒滋賀が目指す大会の姿の内外へ発信や大会開催の機運醸成に活用

位置づけ

- 開催基本方針に基づき、開催準備委員会が策定するもの
- スポーツ行政に係る計画や開催準備委員会が策定済みの指針・計画等と整合性確保

第3章 開催基本方針 ～滋賀が目指す大会の姿～

＜基本方針＞

- 次代を担う人育て
- 活力に満ちた真心通い合う郷土づくり
- 全国から滋賀を訪れる多くの人との交流
- 県民総参加により、夢や感動、連帯感を共有
- 県民が身近にスポーツを楽しむことのできる環境づくり
- 健康・体力の保持増進と競技力の向上
- 障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加
- ふるさと滋賀の活力をさらに高め、持続可能な共生社会を実現

※開催基本方針（H25.10月 第1回総会決定、H27.8月 第3回総会改正R1.5月第7回総会改正）

＜実施目標＞

- 1 滋賀をスポーツで元気にする大会
- 2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会
- 3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会
- 4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会
- 5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会
- 6 滋賀の未来に負担を残さない大会
- 7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会

全国から多くの人々が集う『スポーツの祭典』を通じて滋賀の新たな時代の創造につなげる『レガシー』を創出し、次世代へ継承していく



第4章 両大会の開催準備および大会運営の取組 ～実施目標の実現・レガシー創出・継承に向けて～

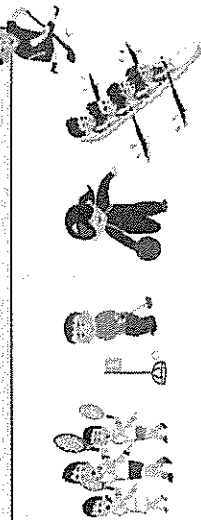
『実施目標1 滋賀をスポーツで元気にする大会』に向けた取組

- 1 県民のスポーツ活動の促進
○両大会の親戦やデモスポ等への参加の呼びかけや、各競技の魅力・選手の魅力等の情報発信
- 2 健康づくり活動の促進 ○両大会やスポーツを通じて健康づくりに係る情報発信等
- 3 スポーツ・健康づくり環境の整備 ○スポーツ施設の整備

20242025滋賀レガシー①『生涯にわたり健康でスポーツに取り組む滋賀の人々』



- スポーツ実施率の向上
- シンボルススポーツの創出・定着
- 健康寿命の延伸



『実施目標2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会』に向けた取組

- 1 子ども・若者の大会準備・運営への参画
○小学5年生から大学生で構成する子ども・若者（ジュニア・ユースチーム）の提言の反映
○子ども・若者に分かりやすく楽しい訴求力のある広報
- 2 女性の大会準備・運営および大会への参加の促進
○開催準備や運営への女性の視点・意思の反映 ○女性に訴求力のある広報
○デモスポや関連イベント等における女性や子育て中の方の参加への配慮

20242025滋賀レガシー②『スポーツで輝く滋賀の子ども・若者・女性』

- スポーツ推進の次世代の担い手
- スポーツに親しむ女性が増加し、活躍できる環境



『実施目標3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会』に向けた取組

1 多様な主体との連携・協働

○すべての県民が何らかの形で両大会に参加できる機会を創出

2 スポーツボランティア活動の推進

○大会運営・情報支援手話・要約筆記等のスポーツボランティアの養成・確保 ○参加機会の情報提供

3 みんなの心に残る大会運営

○愛称・スローガンやマスコットキャラ、イメージソング等による楽しい雰囲気づくり・機運醸成
○滋賀の魅力を表現した開・閉会式 ○2024年パリオリンピック・パラリンピックを活かした機運醸成

『実施目標4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会』に向けた取組

1 おもてなしと滋賀の魅力発信

○来県者を温かく歓迎し、心のこもったおもてなしを行う
○滋賀の魅力を発信し、来県者に滋賀での滞在を楽しんでもらう ○県民一人ひとりが滋賀の魅力を再発見

2 「大会文化プログラム」の展開

○滋賀ならではの文化・芸術やスポーツ文化の発信、eスポーツなど、来県者が楽しめる「大会文化プログラム」の展開

3 スポーツビジネスの展開

○来県者に向けて、自然・歴史・文化・食等を活かした滋賀ならではのツーリズムを提案

『実施目標5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会』に向けた取組

1 競技力の向上

○選手・競技団体・指導者の育成・強化等により、競技力向上を図り、天皇杯を獲得するとともに、両大会を契機にさらに国際大会等で選手が活躍し、そうした選手が指導者となる好循環の形成を目指す

2 スポーツを支える人材の育成

○指導者や競技役員、競技補助員の養成・資質向上 ○(再掲)スポーツボランティアの養成・確保

『実施目標6 滋賀の未来に負担を残さない大会』に向けた取組

1 大会運営の簡素・効率化

○先催県のノウハウ活用による効率化や競技用具の借用・他県との共同購入の検討

2 財政負担を考慮した施設整備

○既存施設の活用や事業費の抑制

3 開催準備および大会運営における環境配慮

○廃棄物の発生抑制や分別、環境にやさしい製品の利用、マイカー自粛・アイドリングストップ等

『実施目標7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会』に向けた取組

1 国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の一体的な開催

○開催準備・大会運営の各業務の基本方針・計画等を両大会共通のものとして策定
○広報・情報発信や関連イベント等の一体的な実施や、ボランティアや競技会係員等の一体的な養成
○両大会の運営において、一体的に開催できる方法を検討し、共生社会に向けた大会の姿を発信
○国民スポーツ大会とともに、全国障害者スポーツ大会に向けた競技力向上を併せて推進

2 障害のある人の大会準備・運営への参画および大会への参加の促進

○国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に障害のある人の意見や視点を反映 ○デモスポ、オープン競技等への参加の配慮

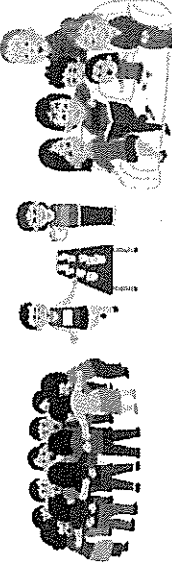
3 ユニバーサルデザイン等に配慮した大会運営

○施設のユニバーサルデザインへの配慮

○相手の状態や立場に立った、思いやりのある大会運営を行うとともに、障害のある人に配慮した行動を県民や来県者等呼びかけ

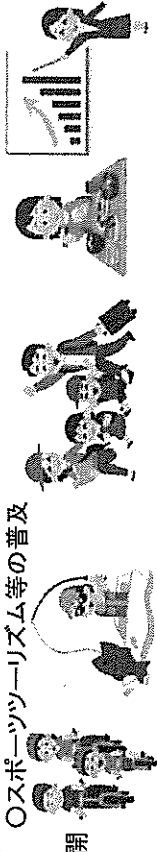
20242025滋賀レガシ—③『連携・協働で伸ばされた「滋賀の力」』

○地域の連帯感や郷土愛の醸成 ○スポーツを支える文化の定着
○経験豊富なスポーツボランティア ○社会貢献活動のさらなる活性化



20242025滋賀レガシ—④『魅力と活力にあふれる滋賀』

○「滋賀ファン」の増加
○認知度が高まり、さらに磨き上げられる滋賀の魅力
○スポーツツーリズム等の普及



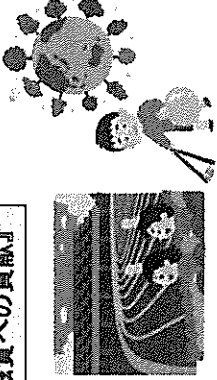
20242025滋賀レガシ—⑤『全国や世界の舞台で活躍する滋賀のアスリート』

○競技力の向上
○県民のスポーツに対する高い関心
○質の高い指導者等



20242025滋賀レガシ—⑥『持続可能な滋賀への貢献』

○大会運営の簡素・効率化および既存施設の活用等による財政負担の軽減
○持続的に有効活用されるスポーツ施設
○県民の環境配慮意識のさらなる向上



20242025滋賀レガシ—⑦『人がともに支え合う滋賀』

○障害に関する知識や障害者理解の普及
○「心のバリアフリー」の普及
○障害者スポーツの普及
○誰もが利用しやすいスポーツ施設



関連方針等の改正（案）

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の関連方針を次のとおり改正する。

1 改正の内容

別紙のとおり

2 改正の理由

令和2年に開催予定であった「第75回国民体育大会・第20回全国障害者スポーツ大会」（鹿児島大会）の開催が延期されたことにより、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」（滋賀大会）の開催年が令和6年（2024年）から令和7年（2025年）に変更されたことに伴い、必要な方針等の整理を行うため。

3 施行日

令和3年3月22日

	改正前	改正後																																																																																																																																																																																																																													
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 手話・要約筆記ボランティア養成基本方針	題名 (略) 前文 (略) 1 基本方針 (略) 2 手話・要約筆記ボランティアの定義 (略) 3 養成計画 手話・要約筆記ボランティアは、以下の計画で養成する。	題名 (略) 前文 (略) 1 基本方針 (略) 2 手話・要約筆記ボランティアの定義 (略) 3 養成計画 手話・要約筆記ボランティアは、以下の計画で養成する。																																																																																																																																																																																																																													
【改正の概要】 ・養成計画を変更	<table><tr><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>基本方針策定</td><td></td><td></td><td>配置計画策定</td><td></td></tr><tr><td>指導者・リーダー養成</td><td></td><td></td><td></td><td>(国スポ・障スポ)</td></tr><tr><td>出前講座</td><td></td><td>募集・登録</td><td>養成</td><td>(国スポ・障スポ)</td></tr><tr><td>研修会開催</td><td></td><td></td><td></td><td>(国スポ・障スポ)</td></tr><tr><td>先催大会視察</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	基本方針策定			配置計画策定		指導者・リーダー養成				(国スポ・障スポ)	出前講座		募集・登録	養成	(国スポ・障スポ)	研修会開催				(国スポ・障スポ)	先催大会視察					<table><tr><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr><tr><td>基本方針策定</td><td></td><td></td><td>配置計画策定</td><td></td><td></td></tr><tr><td>指導者・リーダー養成</td><td></td><td></td><td></td><td>(国スポ・障スポ)</td><td>(国スポ・障スポ)</td></tr><tr><td>出前講座</td><td></td><td>募集・登録</td><td>養成</td><td>(国スポ・障スポ)</td><td>(国スポ・障スポ)</td></tr><tr><td>研修会開催</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(国スポ・障スポ)</td></tr><tr><td>先催大会視察</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	基本方針策定			配置計画策定			指導者・リーダー養成				(国スポ・障スポ)	(国スポ・障スポ)	出前講座		募集・登録	養成	(国スポ・障スポ)	(国スポ・障スポ)	研修会開催					(国スポ・障スポ)	先催大会視察																																																																																																																																																																
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																																																																																																																																																																																											
基本方針策定			配置計画策定																																																																																																																																																																																																																												
指導者・リーダー養成				(国スポ・障スポ)																																																																																																																																																																																																																											
出前講座		募集・登録	養成	(国スポ・障スポ)																																																																																																																																																																																																																											
研修会開催				(国スポ・障スポ)																																																																																																																																																																																																																											
先催大会視察																																																																																																																																																																																																																															
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																																																																																																																																																																																										
基本方針策定			配置計画策定																																																																																																																																																																																																																												
指導者・リーダー養成				(国スポ・障スポ)	(国スポ・障スポ)																																																																																																																																																																																																																										
出前講座		募集・登録	養成	(国スポ・障スポ)	(国スポ・障スポ)																																																																																																																																																																																																																										
研修会開催					(国スポ・障スポ)																																																																																																																																																																																																																										
先催大会視察																																																																																																																																																																																																																															
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本方針	題名 (略) 1 目的 (略) 2 内容 (略) 3 実施者 (略) 4 期間 文化プログラムの実施期間は、原則として、令和6年1月1日から令和6年12月31日までとする。 5 開催地 (略) 6 経費負担 (略)	題名 (略) 1 目的 (略) 2 内容 (略) 3 実施者 (略) 4 期間 文化プログラムの実施期間は、原則として、令和7年1月1日から令和7年12月31日までとする。 5 開催地 (略) 6 経費負担 (略)																																																																																																																																																																																																																													
【改正の概要】 ・実施期間を令和6年から令和7年に変更																																																																																																																																																																																																																															
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 広報基本計画	題名 (略) 1 目的 (略) 2 広報の手法 (略) 3 活動展開の指針 (略) 4 構成員の役割 (略) 5 基本計画の進行管理 (略) 全体スケジュール	題名 (略) 1 目的 (略) 2 広報の手法 (略) 3 活動展開の指針 (略) 4 構成員の役割 (略) 5 基本計画の進行管理 (略) 全体スケジュール																																																																																																																																																																																																																													
【改正の概要】 ・全体スケジュールを変更	<table><tr><th></th><th>R2 (2020) 4年前</th><th>R3 (2021) 3年前</th><th>R4 (2022) 2年前</th><th>R5 (2023) 1年前</th><th>R6 (2024) -</th></tr><tr><td></td><td></td><td>開催決定</td><td></td><td>第1回大会</td><td>開催</td></tr><tr><td>方針・計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>大会愛称・スローガン等による広報</td><td>イメージ・ロゴ・シンボル等の募集・決定</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>各種広報物品による広報</td><td>ポスターやチラシ、パンフレット、リーフレット、広報グッズの作成</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>各種ガイドブックの作成</td></tr><tr><td>多様なメディアによる広報</td><td>新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等による広報活動の推進 県や市町、各種団体等の広報媒体の活用 ソーシャルメディアの活用</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>専用ホームページの開設</td></tr><tr><td>イベントによる広報</td><td>開催決定イベント</td><td></td><td></td><td>開催1年前イベント</td><td>開催直前イベント</td></tr><tr><td></td><td colspan="5">各会場が主催するイベント等における広報活動、「国スポ・障スポ」の参加イベントのタイアップ、「子ども記者部特別委員会」の連携、出前講座の活用による広報</td></tr><tr><td>屋外広告物による広報</td><td>のぼり、横断幕、野合幕の設置</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>広報看板、カウントダウンボード等の設置</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>駅近所、駅近アーチ等の設置</td></tr><tr><td>映像等による広報</td><td>先催系の大会映像等の貸出</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>広報用映像の制作およびインターネット等での公開</td></tr><tr><td>記録映像等の制作</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>大会記録映像や記録写真、実況の制作(大会後)</td></tr><tr><td>参加証等の作成</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>参加証、記念章の作成</td></tr></table>		R2 (2020) 4年前	R3 (2021) 3年前	R4 (2022) 2年前	R5 (2023) 1年前	R6 (2024) -			開催決定		第1回大会	開催	方針・計画						大会愛称・スローガン等による広報	イメージ・ロゴ・シンボル等の募集・決定					各種広報物品による広報	ポスターやチラシ、パンフレット、リーフレット、広報グッズの作成										各種ガイドブックの作成	多様なメディアによる広報	新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等による広報活動の推進 県や市町、各種団体等の広報媒体の活用 ソーシャルメディアの活用										専用ホームページの開設	イベントによる広報	開催決定イベント			開催1年前イベント	開催直前イベント		各会場が主催するイベント等における広報活動、「国スポ・障スポ」の参加イベントのタイアップ、「子ども記者部特別委員会」の連携、出前講座の活用による広報					屋外広告物による広報	のぼり、横断幕、野合幕の設置										広報看板、カウントダウンボード等の設置						駅近所、駅近アーチ等の設置	映像等による広報	先催系の大会映像等の貸出										広報用映像の制作およびインターネット等での公開	記録映像等の制作					大会記録映像や記録写真、実況の制作(大会後)	参加証等の作成					参加証、記念章の作成	<table><tr><th></th><th>R2 (2020) 5年前</th><th>R3 (2021) 4年前</th><th>R4 (2022) 3年前</th><th>R5 (2023) 2年前</th><th>R6 (2024) 1年前</th><th>R7 (2025) -</th></tr><tr><td></td><td></td><td>開催決定</td><td></td><td>開催決定</td><td>第1回大会</td><td>開催</td></tr><tr><td>方針・計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>大会愛称・スローガン等による広報</td><td>イメージ・ロゴ・シンボル等の募集・決定</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>各種広報物品による広報</td><td>ポスターやチラシ、パンフレット、リーフレット、広報グッズの作成</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>各種ガイドブックの作成</td></tr><tr><td>多様なメディアによる広報</td><td>新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等による広報活動の推進 県や市町、各種団体等の広報媒体の活用 ソーシャルメディアの活用</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>専用ホームページの開設</td></tr><tr><td>イベントによる広報</td><td></td><td>開催決定イベント</td><td></td><td>開催1年前イベント</td><td>開催直前イベント</td><td></td></tr><tr><td></td><td colspan="6">各会場が主催するイベント等における広報活動、「国スポ・障スポ」の参加イベントのタイアップ、「子ども記者部特別委員会」の連携、出前講座の活用による広報</td></tr><tr><td>屋外広告物による広報</td><td>のぼり、横断幕、野合幕の設置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>広報看板、カウントダウンボード等の設置</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>駅近所、駅近アーチ等の設置</td></tr><tr><td>映像等による広報</td><td>先催系の大会映像等の貸出</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>広報用映像の制作およびインターネット等での公開</td></tr><tr><td>記録映像等の制作</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>大会記録映像や記録写真、実況の制作(大会後)</td></tr><tr><td>参加証等の作成</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>参加証、記念章の作成</td></tr></table>		R2 (2020) 5年前	R3 (2021) 4年前	R4 (2022) 3年前	R5 (2023) 2年前	R6 (2024) 1年前	R7 (2025) -			開催決定		開催決定	第1回大会	開催	方針・計画							大会愛称・スローガン等による広報	イメージ・ロゴ・シンボル等の募集・決定						各種広報物品による広報	ポスターやチラシ、パンフレット、リーフレット、広報グッズの作成												各種ガイドブックの作成	多様なメディアによる広報	新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等による広報活動の推進 県や市町、各種団体等の広報媒体の活用 ソーシャルメディアの活用												専用ホームページの開設	イベントによる広報		開催決定イベント		開催1年前イベント	開催直前イベント			各会場が主催するイベント等における広報活動、「国スポ・障スポ」の参加イベントのタイアップ、「子ども記者部特別委員会」の連携、出前講座の活用による広報						屋外広告物による広報	のぼり、横断幕、野合幕の設置												広報看板、カウントダウンボード等の設置							駅近所、駅近アーチ等の設置	映像等による広報	先催系の大会映像等の貸出												広報用映像の制作およびインターネット等での公開	記録映像等の制作						大会記録映像や記録写真、実況の制作(大会後)	参加証等の作成						参加証、記念章の作成
	R2 (2020) 4年前	R3 (2021) 3年前	R4 (2022) 2年前	R5 (2023) 1年前	R6 (2024) -																																																																																																																																																																																																																										
		開催決定		第1回大会	開催																																																																																																																																																																																																																										
方針・計画																																																																																																																																																																																																																															
大会愛称・スローガン等による広報	イメージ・ロゴ・シンボル等の募集・決定																																																																																																																																																																																																																														
各種広報物品による広報	ポスターやチラシ、パンフレット、リーフレット、広報グッズの作成																																																																																																																																																																																																																														
					各種ガイドブックの作成																																																																																																																																																																																																																										
多様なメディアによる広報	新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等による広報活動の推進 県や市町、各種団体等の広報媒体の活用 ソーシャルメディアの活用																																																																																																																																																																																																																														
					専用ホームページの開設																																																																																																																																																																																																																										
イベントによる広報	開催決定イベント			開催1年前イベント	開催直前イベント																																																																																																																																																																																																																										
	各会場が主催するイベント等における広報活動、「国スポ・障スポ」の参加イベントのタイアップ、「子ども記者部特別委員会」の連携、出前講座の活用による広報																																																																																																																																																																																																																														
屋外広告物による広報	のぼり、横断幕、野合幕の設置																																																																																																																																																																																																																														
					広報看板、カウントダウンボード等の設置																																																																																																																																																																																																																										
					駅近所、駅近アーチ等の設置																																																																																																																																																																																																																										
映像等による広報	先催系の大会映像等の貸出																																																																																																																																																																																																																														
					広報用映像の制作およびインターネット等での公開																																																																																																																																																																																																																										
記録映像等の制作					大会記録映像や記録写真、実況の制作(大会後)																																																																																																																																																																																																																										
参加証等の作成					参加証、記念章の作成																																																																																																																																																																																																																										
	R2 (2020) 5年前	R3 (2021) 4年前	R4 (2022) 3年前	R5 (2023) 2年前	R6 (2024) 1年前	R7 (2025) -																																																																																																																																																																																																																									
		開催決定		開催決定	第1回大会	開催																																																																																																																																																																																																																									
方針・計画																																																																																																																																																																																																																															
大会愛称・スローガン等による広報	イメージ・ロゴ・シンボル等の募集・決定																																																																																																																																																																																																																														
各種広報物品による広報	ポスターやチラシ、パンフレット、リーフレット、広報グッズの作成																																																																																																																																																																																																																														
						各種ガイドブックの作成																																																																																																																																																																																																																									
多様なメディアによる広報	新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等による広報活動の推進 県や市町、各種団体等の広報媒体の活用 ソーシャルメディアの活用																																																																																																																																																																																																																														
						専用ホームページの開設																																																																																																																																																																																																																									
イベントによる広報		開催決定イベント		開催1年前イベント	開催直前イベント																																																																																																																																																																																																																										
	各会場が主催するイベント等における広報活動、「国スポ・障スポ」の参加イベントのタイアップ、「子ども記者部特別委員会」の連携、出前講座の活用による広報																																																																																																																																																																																																																														
屋外広告物による広報	のぼり、横断幕、野合幕の設置																																																																																																																																																																																																																														
						広報看板、カウントダウンボード等の設置																																																																																																																																																																																																																									
						駅近所、駅近アーチ等の設置																																																																																																																																																																																																																									
映像等による広報	先催系の大会映像等の貸出																																																																																																																																																																																																																														
						広報用映像の制作およびインターネット等での公開																																																																																																																																																																																																																									
記録映像等の制作						大会記録映像や記録写真、実況の制作(大会後)																																																																																																																																																																																																																									
参加証等の作成						参加証、記念章の作成																																																																																																																																																																																																																									

	改正前	改正後
第79回国民スポーツ大会 公開競技実施基本方針 【改正の概要】 ・実施時期を令和6年から 令和7年に変更	題名（略） 前文（略） 1 実施目的（略） 2 実施競技の選択（略） 3 会場地市町の選定（略） 4 実施時期と実施日数 （1）実施時期は令和6年4月1日から閉会までとする。た だし総合開会式・閉会式当日は除くものとする。 （2）（略） 5 業務分担および経費負担（略） 6 その他（略）	題名（略） 前文（略） 1 実施目的（略） 2 実施競技の選択（略） 3 会場地市町の選定（略） 4 実施時期と実施日数 （1）実施時期は令和7年4月1日から閉会までとする。た だし総合開会式・閉会式当日は除くものとする。 （2）（略） 5 業務分担および経費負担（略） 6 その他（略）
第79回国民スポーツ大会 デモンストレーションス ポーツ実施基本方針 【改正の概要】 ・実施時期を令和6年か ら原則令和7年に変更	題名（略） 前文（略） 1 実施目的（略） 2 実施競技の選択（略） 3 会場地市町の選定（略） 4 実施時期と実施日数 （1）（略） （2）実施時期は、令和6年4月1日から国スポ閉会までの 期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。 （3）（略） 5 業務分担および経費負担（略）	題名（略） 前文（略） 1 実施目的（略） 2 実施競技の選択（略） 3 会場地市町の選定（略） 4 実施時期と実施日数 （1）（略） （2）実施時期は、原則として令和7年4月1日から国スポ 閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除く ものとする。 （3）（略） 5 業務分担および経費負担（略）

改 正 案

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
手話・要約筆記ボランティア養成基本方針改正(案)

第 79 回国民スポーツ大会および第 24 回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者および一般観覧者（以下「参加者等」という。）に分かりやすい情報提供を行い、聴覚障害のある参加者等への情報保障を図るため、次の方針により手話・要約筆記ボランティアの養成を行うものとする。

1 基本方針

- (1) 手話・要約筆記ボランティアの養成は、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町、障害者関係団体等の協力を得ながら行う。
- (2) 手話・要約筆記ボランティアは、1人1業務を原則として、県民の障害への理解を深めるため、できる限り県内において養成することとし、配慮が必要な参加者等に適切な対応がとれるよう配置を行う。
- (3) 手話・要約筆記ボランティアの養成に当たっては、障害のある人もない人も広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 手話・要約筆記ボランティアの定義

手話・要約筆記ボランティアは、以下の業務に従事するボランティアとする。

種別	業務内容
手話	手話による情報の提供およびコミュニケーション保障
要約筆記(手書き)	ノートテイクやホワイトボードを使用した情報の提供
要約筆記(PC)	パソコンに入力したデータ情報による情報の提供

3 養成計画

手話・要約筆記ボランティアは、以下の計画で養成する。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本方針策定				配置計画策定	
	指導者・リーダー養成				
出前講座			募集・登録		
		研修会開催		養成	
先催県視察					
				(国スポ)リハール大会	(障スポ)リハール大会
					国スポ・障スポ

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本方針改正（案）

1 目的

多くの県民が文化・芸術活動を通じて第 79 回国民スポーツ大会および第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）に参加することで、開催機運を盛り上げるとともに、県民総参加の大会を目指す。

あわせて、両大会の開催を契機に、歴史や文化、自然をはじめとする滋賀ならではの魅力を県民一人ひとりが再認識するとともに、県内外に発信することを通じて、地域の活性化につなげる。

2 内容

文化プログラムの内容は、次のいずれかに該当し、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備（実行）委員会が認めたものとする。

- （1）スポーツに関連する文化・芸術事業
- （2）滋賀県の文化・芸術等を発信する事業
- （3）その他文化プログラムの目的に沿うと認められる事業

3 実施者

文化プログラムの事業を実施できるものは、次のとおりとする。

- （1）公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、滋賀県および特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会
- （2）滋賀県内の市町
- （3）文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等（宗教団体、政治団体は除く）

4 期間

文化プログラムの実施期間は、原則として、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。

5 開催地

文化プログラムは原則として滋賀県内で実施する。

6 経費負担

文化プログラムの実施にかかる経費は、各事業を実施するものが負担する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 広報基本計画改正（案）

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」と総称する。）に向けて、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。

1 目的

両大会の開催意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、両大会への参加意識の高揚を図り、県民総参加でつくる両大会につなげるとともに、滋賀や両大会の魅力を全国に発信することを目的とする。

2 広報の手法

（１）愛称・スローガン等による広報

両大会を象徴する愛称・スローガン等を策定し、普及する。

- ①愛称・スローガンの制定および普及
- ②マスコットキャラクターの制定および普及
- ③イメージソング・ダンス等の制定および普及

（２）各種広報物品による広報

各種広報物品の作成や既存の広報誌等を活用した、積極的な広報活動を展開する。

- ①両大会広報誌の発行
- ②ポスターの作成
- ③パンフレット、リーフレット、ちらしの作成
- ④広報グッズの作成
- ⑤各種ガイドブックの作成

（３）多様なメディアによる広報

報道機関との連携およびインターネットなど多様なメディアにより、広域的かつ効果的な広報活動の展開を図る。

- ①新聞、ラジオ、テレビ等による広報活動の推進
- ②県や市町、各種団体等の広報媒体の活用
- ③専用ホームページの開設やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画共有サイト等のソーシャルメディアの活用

(4) イベント等による広報

両大会開催までの節目などにおいてイベントを開催するとともに、各種イベントや事業と連携した広報活動を実施する。

- ①開催内定イベント、開催決定イベント等の開催
- ②県や市町、各種団体等が主催するイベントにおけるPR活動等の実施
- ③「しがスポーツ大使」の参加するイベントとのタイアップ
- ④「子ども・若者参画特別委員会(通称：ジュニア・ユースチーム)」との連携
- ⑤出前講座を活用した広報

(5) 屋外広告物による広報

広告塔や横断幕等を設置して両大会開催の広報に努める。

- ①のぼり、横断幕、懸垂幕の設置
- ②歓迎塔、歓迎アーチ等の設置
- ③広報看板、カウントダウンボード等の設置

(6) 映像等による広報

県民の参加意識の高揚を図るため、映像を活用した広報を実施する。

- ①先催県の両大会映像等(DVD等)の貸出
- ②広報用映像の制作およびインターネット等での公開

(7) 記録映像等の制作

両大会の成果を永く記録にとどめるため、記録映像等を制作する。

- ①記録映像の制作
- ②記録写真集の制作

(8) 参加章等の作成

両大会の開催を記念し、大会参加章や記念章を作成する。

(9) その他広報

その他、広報基本方針に基づき、効果的な広報を実施する。

3 活動展開の指針

(1) わかりやすい広報

見る側や聞く側など、受け手に配慮した、誰にでも伝わるわかりやすい広報に努める。

(2) 媒体の特性に応じた広報

それぞれの広報媒体の強みを活かした広報に努める。

(3) 状況に応じた広報

時間や場所、タイミングに配慮した広報を実施するとともに、その時々で最も効果的な広報媒体による情報発信に努める。

(4) さまざまな主体との連携・協働

県民総参加でつくる両大会に向け、両大会の広報についても、県内の多様な主体と連携・協働のもとに展開する。

(5) 募金活動との連携

募金活動における取組とも連携して広報活動を実施し、相乗的な効果を生み出せるように努める。

(6) 両大会後につながる広報

両大会に向けた広報はもちろん、両大会終了後も多くの方々が滋賀県を訪れていただけるよう、滋賀の持つ魅力の発信にも努める。

(7) 受け手の声を反映する広報

広報活動を実施する際に、できる限り受け手の声を取り入れ、今後の広報活動や両大会運営にも活かすよう努める。

4 構成員の役割

開催準備委員会の構成員は、各々の特性に応じた広報活動を行うとともに、互いに連携・協働しながら両大会や滋賀の魅力を発信するよう努める。

5 基本計画の進行管理

基本計画については、取組の進捗状況等を「広報・県民運動専門委員会」において毎年検証するとともに、必要があるときは、開催準備委員会の常任委員会の議決を経て変更する。

全体スケジュール

	H28 (2016) 9年前	H29 (2017) 8年前	H30 (2018) 7年前	R1 (2019) 6年前	R2 (2020) 5年前	R3 (2021) 4年前	R4 (2022) 3年前	R5 (2023) 2年前	R6 (2024) 1年前	R7 (2025) -
				開催内定	開催内定		開催決定		リハ-ル大会	開催
方針・計画	広報基本 計画	基 本 県 民 方 運 動 計 画	基 本 県 民 計 運 画 動							
大会愛称・スローガン等による広報	マスコットキャラクターの選定 (H29年度に決定、第5回総会で報告)		大会愛称・スローガンの募集・決定		イメージソング・ダンス等の募集・決定					
各種広報物品による広報	ポスターやちらし、パンフレット、リーフレット、広報グッズの作成									
	大会広報誌の発行									
										各種ガイドブックの作成
多様なメディアによる広報	新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等による広報活動の推進 県や市町、各種団体等の広報媒体の活用 ソーシャルメディアの活用									
	県ホームページでの情報発信	専用ホームページの開設								
イベントによる広報				開催内定イベント			開催決定イベント		開催1年前イベント	開催直前イベント
	各主体が主催するイベント等における広報活動、「しがスポーツ大使」の参加イベントとのタイアップ、「子ども・若者参画特別委員会」との連携、出前講座を活用した広報									
屋外広告物による広報	のぼり、横断幕、懸垂幕の設置									
									広報看板、カウントダウンボード等の設置	
										歓迎塔、歓迎アーチ等の設置
映像等による広報	先催県の大会映像等の貸出									
	広報用映像の制作およびインターネット等での公開									
記録映像等の制作										大会記録映像や記録写真集の制作(大会後)
参加章等の作成									参加章、記念章の作成	

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本計画改正（案）

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針に基づき、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会の県民運動は、県民一人ひとりが、様々な形で大会に参加、協力し、理解を深めることにより、「県民」・「来県者」がともに満足し、「滋賀県」に将来に渡って引き継がれるレガシーを遺す「三方（さんぽう）よし」の大会を実現するために、以下の取組を推進します。

また、「健康長寿」、「ボランティア活動の年間行動率」など本県が「日本一」である特徴を活かした取組を展開します。

1 取組

（１）「滋賀といえばこれ！」と思う“もの・こと”で滋賀を訪れる方々を迎え、交流することで、「ええやん滋賀！」と感じてもらえるよう、あたたかいおもてなしをしましょう。

- ・ 琵琶湖を中心とした豊かな自然や歴史、文化、食など滋賀の地域資源でもてなします。
- ・ 福祉先進県として、県民の誰もが、思いやりの心をもって、障害のあるなしに関わらず、訪れる人が快適に過ごせるようもてなします。
- ・ 滋賀県選手はもとより、県外の選手に対してもあたたかな声援で応援します。
- ・ 手作りののぼり旗や横断幕などで歓迎します。
- ・ あいさつ運動やマナーアップ運動を展開し、明るい笑顔で元気なあいさつ、親切な応対等、琵琶湖のようにさわやかにもてなします。
- ・ 花いっぱい運動やクリーンアップ運動を展開し、琵琶湖・河川・道路等の環境美化に努め、きれいな街でもてなします。
- ・ 交通安全運動や防犯運動を展開し、安全・安心に過ごせるようにします。

（２）いつまでも健康でいられるよう、「する」「みる」「支える」といった様々な関わり方で親しめる「マイスポーツ」を見つけましょう。

- ・ デモンストレーションスポーツや会場地市町等におけるスポーツ教室、各種スポーツイベント等に参加します。
- ・ 障害のあるなしや年齢などに関わらず、誰もが楽しめるスポーツに取り組み、交流を通じ、障害に対する理解を深めます。
- ・ ライフステージに応じたスポーツ活動に取り組み、健康長寿日本一を継続します。
- ・ 両大会にゆかりのある、滋賀のアスリート等と交流します。
- ・ 両大会のイメージダンスを覚えて、踊ります。
- ・ 両大会をはじめとする各種競技会などに出かけ、観戦・応援します。
- ・ 地域のスポーツ活動を応援します。

(3) 大会やイベント会場に足を運んだり、ボランティア活動に参加するなどの関わりを通じて、みんなで一緒に大会や地域を盛り上げましょう。

- ・ ボランティア活動の年間行動者率日本一を活かし、障害のあるなしや年齢に関わらず、県民総参加で取り組みます。
- ・ スマートフォン・パソコン所有率日本一を活かし、大会に関するイベント等の情報をSNS等で発信します。
- ・ 子ども・若者・女性の関心を高める広報やイベントを通じて、両大会の参加を促します。
- ・ 開・閉会式など両大会の関連イベント・行事等に参加します。
- ・ 両大会に関するボランティア活動に、積極的に参加します。
- ・ 両大会をはじめとする競技会などに出かけ、あたたかく応援します。
- ・ 両大会のイメージソングやイメージダンスによって、心をひとつにして盛り上げます。
- ・ 募金や企業協賛で、両大会の開催準備・運営を支援します。

2 取組の進め方

- (1) 県準備（実行）委員会は、全体的な計画や取組を定め、この運動の普及・啓発活動を行うとともに、市町準備（実行）委員会や各種団体等と連携し、全県域における運動を展開します。
- (2) 市町準備（実行）委員会は、地域の特性に応じた計画や取組を定め、地域における普及・啓発活動を行うとともに、地域住民や各種団体等と協力し、市町における運動を展開します。
- (3) 学校や企業、NPO法人、各種団体等は、それぞれの活動の中でその特徴を活かした県民運動を企画し、取組を行うとともに、県および市町ならびに各主体の運動に参加・協力します。

3 主な推進スケジュール

年度	2019年度 6年前	2020年度 5年前	2021年度 4年前	2022年度 3年前	2023年度 2年前	2024年度 1年前	2025年度 開催年
	開催内定	開催内定		開催決定		リハ－サル大会	リハ－サル大会 大会開催
計画など	県民運動 基本計画	県民運動 アクション プログラム					
関連 イベント	開催内定 周知活動			開催決定 イベント		開催1年前 イベント	開催直前 イベント

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本計画改正（案）

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」および「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員および競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）および競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 国スポの競技会係員および競技会補助員については会場地市町が、障スポの競技会係員および競技会補助員については県が、関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体および会場地市町と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成方法

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成方法については、次のとおりとする。
 - ①県内講師による県内講習会
 - ②中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会
 - ③中央およびブロックの競技団体主催の講習会への派遣
 - ④中央およびブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員および競技会補助員の養成方法については、次のとおりとする。
 - ①県内講師による県内講習会
 - ②中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会

4 養成スケジュール

				年度 開催前年										
区分／養成方法／養成団体				2016 9年前	2017 8年前	2018 7年前	2019 6年前	2020 5年前	2021 4年前	2022 3年前	2023 2年前	2024 1年前	2025 開催年	
競技役員 運営員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	(国スポ)資格取得、資格維持、資質向上										
				(障スポ)資格取得、資格維持、資質向上										
	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	(国スポ)資格取得、資格維持、資質向上										
				(障スポ)資格取得、資格維持、資質向上										
	その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	(国スポ)養成、資質向上										
				(障スポ)養成、資質向上										
	競技補助員	県内講習会	競技 団体	(国スポ)養成、資質向上										
				(障スポ)養成、資質向上										
	競技会係員	県内講習会	会場地 市町 県	(国スポ)養成										
				(障スポ)養成										
競技会補助員	県内講習会	会場地 市町 県	(国スポ)養成											
			(障スポ)養成											

5 養成計画

審判員および資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しを行う。

第 79 回国民スポーツ大会 競技別リハーサル大会開催基準要項改正（案）

1 趣旨

この要項は、「第 79 回国民スポーツ大会競技運営基本方針」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）における各競技会の円滑な運営に資するために、会場地市町と関係競技団体が実施する競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に関して基本的な事項を定める。

2 目的

大会の目的は、次のとおりとする。

- （１）会場地市町および関係競技団体の競技会運営能力の向上を図り、国スポの円滑な開催に資する。
- （２）県民の国スポおよび競技に対する関心を高め、理解を深めるとともに、国スポ開催の機運醸成を図る。

3 開催期間および回数

大会は、会場地市町と関係競技団体が協議の上、各会場地において原則として令和 6 年度から国スポ開催時までの間に、1 競技につき 1 回実施できるものとする。なお、これによらない場合は、滋賀県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）と別途協議するものとする。

4 大会の開催

大会は、会場地市町と関係競技団体が協力して開催するものとし、分散開催の競技については、複数の会場地市町により共同で実施することができるものとする。

5 大会の規模

大会は、原則として参加者数および競技役員数が国スポの規模を上回らないものとし、近畿地区大会の活用等に努めるものとする。なお、これによらない場合は、県委員会と別途協議するものとする。

6 大会の運営

- （１）大会は、国スポにおける各競技会に準じて運営する。なお、複数会場市町で共同開催する場合は、会場地市町間で業務分担等について綿密な調整を図るものとする。
- （２）大会に使用する施設は、原則として国スポで使用する施設とする。
- （３）大会は、会場地市町および関係競技団体の実情に応じたものとし、双方が協力して創意工夫することにより、簡素で効率的な運営に努める。

7 大会の経費

- (1) 大会の経費は、会場地市町および関係競技団体が負担するものとする。
- (2) 大会は、華美、過大にならないよう留意し、その経費については、大会の目的が達成できる必要最小限にとどめるものとする。

8 開催の手続き

大会を開催する会場地市町は、関係競技団体と協議の上、大会開催申請書を県委員会に提出し、承認を求めるものとする。なお、提出する申請書および提出時期については別に定める。

9 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

第 79 回国民スポーツ大会 公開競技実施基本方針改正（案）

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）において実施する公開競技は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項、同細則」および「国民体育大会公開競技実施基準」ならびに「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) 大会を契機として、競技を普及するとともにスポーツを推進し、生涯スポーツ社会の実現につなげる。
- (2) 県民一人ひとりが多くのスポーツに触れる機会を増やすことにより、健康づくりへの関心を高め、「滋賀をスポーツで元気にする大会」の実現を目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、次の事項について総合的に検討し、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビックスの7競技から選択する。

- (1) 競技を実施することにより、大会終了後においても、県内での当該競技の普及・推進が図られること。
- (2) 当該県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- (3) 当該中央・県競技団体の開催意欲とともに、市町の開催希望があること。

3 会場地市町の選定

会場地は、「第79回国民スポーツ大会会場地市町選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 正式競技と特別競技を開催しない市町を優先とし、市町と競技団体の意向が合致すること。
- (2) 実施する公開競技の普及・推進が図られる市町であること。
- (3) 実施する公開競技の開催に必要な競技施設を有する市町であること。

4 実施時期と実施日数

- (1) 実施時期は令和7年4月1日から閉会までとする。ただし、大会総合開会式・閉会式当日は除くものとする。
- (2) 実施日数は、4日間を上限とする。

5 業務分担および経費負担

- (1) 競技会の準備および開催運営に係る業務（関連業務全般含む。）は、当該中央競技団体が主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。
- (2) 参加料、参加者旅費、当該競技会に関する経費については、原則として競技会参加者の自己負担とする。

6 その他

競技会の実施方法およびその他の必要な事項は別に定める。

第 79 回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ実施基本方針改正（案）

第 79 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）において実施するデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」および「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」ならびに「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) 誰もが参加できるデモスポを各地で積極的に実施し、県民の国スポへの参加機会をより多く設けることで、県民が楽しめる国スポを目指す。
- (2) 「する」「みる」「支える」といった様々な関わり方で、デモスポに参加する県民が、スポーツや健康づくりへの関心を高め、行動につなげる契機とする。
- (3) 年齢、性別、地域、障害のあるなしを問わず、交流の輪を広げるとともに、人と人との絆を育み共に支え合う活力ある地域づくりを目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 正式競技、特別競技および公開競技以外の競技で、公益財団法人滋賀県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）の加盟団体が実施している、または県スポ協の推薦が得られる競技・レクリエーションであること。
- (2) 広く県民に普及していること、今後普及する見込みがあること、または、地域特有のものとして取り組まれていること。
- (3) 主管する競技団体等に大会運営能力があること。
- (4) 既存施設での開催が可能であること。
- (5) 市町および競技団体の開催希望があること。

3 会場地市町の選定

会場地は、「第 79 回国民スポーツ大会会場地市町選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 実施するデモスポを普及・推進する市町であること。
- (2) 実施するデモスポの開催に必要な競技施設を有する市町であること。

4 実施方法および実施期間

- (1) 実施方法およびその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施時期は、原則として令和 7 年 4 月 1 日から国スポ閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施日数は原則として 1 日とする。

5 業務分担および経費負担

業務分担および経費負担は「第 79 回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」および「同細目」の定めるところによる。

第79回国民スポーツ大会 正式競技会場地市町第七次内定(案)

番号	競技名(種目)		種別	市町名	開催予定施設
1	水泳	競泳	全種別	草津市	(仮称)草津市立プール
		飛込			
		水球			
		アーティスティックスイミング	少年女子		

(注)開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、中央競技団体視察の結果により、会場の追加変更等が生じる場合がある。

第79回国民スポーツ大会 正式競技開催予定施設変更（案）

【サッカー競技】

番号	変更前				変更後			
	市町名		種別	競技会場名	市町名		種別	競技会場名(予定)
	所在地	準備運営			所在地	準備運営		
1	大津市		少年女子	びわこ成蹊スポーツ大学陸上フィールド	甲賀市	大津市 甲賀市	少年女子	水ロススポーツの森陸上競技場

第79回国民スポーツ大会 正式競技 競技会場地の内定状況

○内定済み(第一次～第六次) … 36競技(正式競技35、特別競技1)

○内定(第七次内定) … 1競技(水泳(競泳・飛込・水球・アーティスティックスイミング))

○変更手続き … 1競技 (サッカー)

No	競技名		第79回国スポ 会場地				
			内定時期	市町名		施設名	種別
				所在地	準備運営		
	開・閉会式		H26.5.26	彦根市		(仮称)金亀公園陸上競技場	
1	陸上競技		H26.5.26	彦根市		(仮称)金亀公園陸上競技場	全種別
2	水泳	競泳	⑦R3.3.22	草津市		(仮称)草津市立プール	全種別
		飛込					
		水球					
		アーティスティックスイミング					
		オープンウォータースイミング	⑤R元.5.17	長浜市		長浜市南浜町地先特設会場	全種別
3	サッカー		②H28.8.3 R3.3.22変更予定	東近江市		東近江市総合運動公園布引陸上競技場 京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド	成年男子
				大津市		皇子山総合運動公園陸上競技場 伊香立公園芝生グラウンド	少年女子
				甲賀市	大津市 甲賀市	水口スポーツの森陸上競技場	少年女子
				守山市		野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)	少年男子
4	テニス		②H28.8.3	大津市		大石緑地スポーツ村テニスコート	全種別
5	ボート		②H28.8.3	大津市		滋賀県立琵琶湖漕艇場	全種別
6	ホッケー		③H29.7.31	米原市		OSPホッケースタジアム (県立伊吹運動場) 米原市伊吹第1グラウンド	全種別
7	ボクシング		④H30.5.21	東近江市		東近江市能登川アリーナ	全種別
8	バレー ボール	6人制	②H28.8.3	草津市		草津市立総合体育館 YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)	成年男子 成年女子
				近江八幡市		近江八幡市立運動公園体育館	少年男子
				守山市		守山市民体育館	少年女子
			ビーチバレーボール	⑤R元.5.17	長浜市		長浜市南浜町地先特設会場

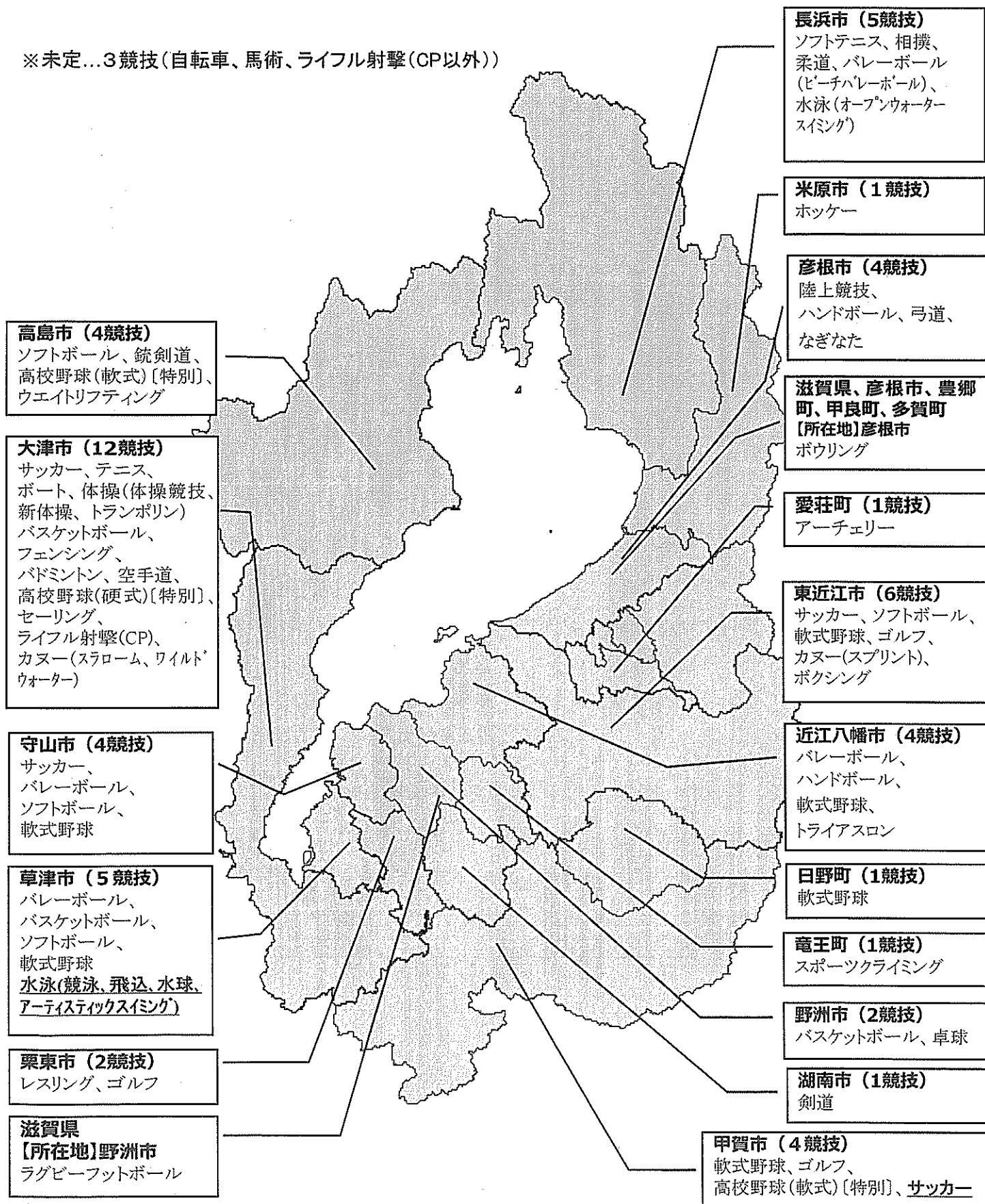
No	競技名		第79回国スポ 会場地			
			内定時期	市町名		種別
				所在地	準備運営	
9	体操	競技	②H28.8.3	大津市	滋賀アリーナ	全種別
		新体操	②H28.8.3	大津市	滋賀アリーナ	少年女子 少年男子
		トランポリン	⑥R2.6.1	大津市	滋賀アリーナ	全種別
10	バスケットボール		②H28.8.3	大津市	滋賀アリーナ	成年男子 少年男子
				野洲市	野洲市総合体育館	成年女子
				草津市	YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)	少年女子
11	レスリング		②H28.8.3	栗東市	栗東市民体育館	全種別
12	セーリング		④H30.5.21	大津市	大津市柳が崎特設セーリング会場	全種別
13	ウエイトリフティング		④H30.5.21	高島市	県立安曇川高等学校体育館	全種別
14	ハンドボール		③H29.7.31 R元.5.17変更	彦根市	(仮称)彦根市新市民体育センター 彦根グリーンアリーナ (彦根総合高等学校体育館)	成年男子 成年女子 少年女子
				近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館 あづちマリエート	少年男子 少年女子
15	自転車	トラック				
		ロード				
16	ソフトテニス		①H27.8.31	長浜市	長浜市民庭球場	全種別
17	卓球		②H28.8.3	野洲市	野洲市総合体育館	全種別
18	軟式野球		③H29.7.31	近江八幡市	近江八幡市立運動公園野球場	成年男子
				草津市	草津グリーンスタジアム	
				守山市	守山市民球場	
				甲賀市	甲賀市民スタジアム	
				東近江市	ひばり公園湖東スタジアム	
				日野町	大谷公園野球場	
19	相撲		①H27.8.31	長浜市	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	全種別
20	馬術					
21	柔道		②H28.8.3	長浜市	長浜伊香ツインアリーナ	全種別
22	ソフトボール		②H28.8.3 R2.6.1変更	東近江市	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	成年男子
				高島市	今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド	成年女子
				草津市	野村公園グラウンド	少年男子
				守山市	守山市民運動公園ソフトボール場 守山市民球場	少年女子

No	競技名		第79回国スポ 会場地				
			内定時期	市町名		施設名	種別
				所在地	準備運営		
23	フェンシング		③H29.7.31	大津市		ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	全種別
24	バドミントン		②H28.8.3	大津市		滋賀アリーナ	全種別
25	弓道		③H29.7.31	彦根市		(仮称)彦根市新市民体育センター	全種別
26	ライフル 射撃	センター・ファイア・ピストル	④H30.5.21	大津市		滋賀県警察学校射撃場	全種別
		センター・ファイア・ピストル以外					
27	剣道		①H27.8.31	湖南市		湖南市総合体育館	全種別
28	スポーツ ツクライ ミング	リード	③H29.7.31	竜王町		竜王町総合運動公園	全種別
		ボルダリング					
29	ラグビーフットボール		⑥R2.6.1	野洲市	滋賀県	滋賀県希望が丘文化公園	全種別
30	カヌー	スプリント	③H29.7.31	東近江市		東近江市能登川水車とカヌーランド	全種別
		スラローム ワイルドウォーター	④H30.5.21	大津市		瀬田川特設カヌー会場	全種別
31	アーチェリー		①H27.8.31	愛荘町		愛荘町スポーツセンター 秦荘グラウンド	全種別
32	空手道		②H28.8.3	大津市		ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	全種別
33	銃剣道		③H29.7.31	高島市		新旭体育館	全種別
34	なぎなた		③H29.7.31	彦根市		パナソニック株式会社アプライアンス社彦根工場多目的ホール	全種別
35	ボウリング		⑥R2.6.1	彦根市	滋賀県彦根市豊郷町甲良町多賀町	ラピュタボウル彦根	全種別
36	ゴルフ		③H29.7.31	栗東市		琵琶湖カントリー倶楽部	成年男子
				甲賀市		ベアズパウ ジャパン カントリークラブ	少年男子
				東近江市		名神八日市カントリー倶楽部	女子
37	トライアスロン		④H30.5.21	近江八幡市		近江八幡市特設トライアスロン会場	全種別
38	高等学校 野球	硬式	①H27.8.31	大津市		皇子山総合運動公園野球場	—
		軟式	③H29.7.31	甲賀市		甲賀市民スタジアム	—
				高島市		今津スタジアム	

注) 1 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

第79回国民スポーツ大会正式競技 会場地市町内定(第一次～第七次) 配置図

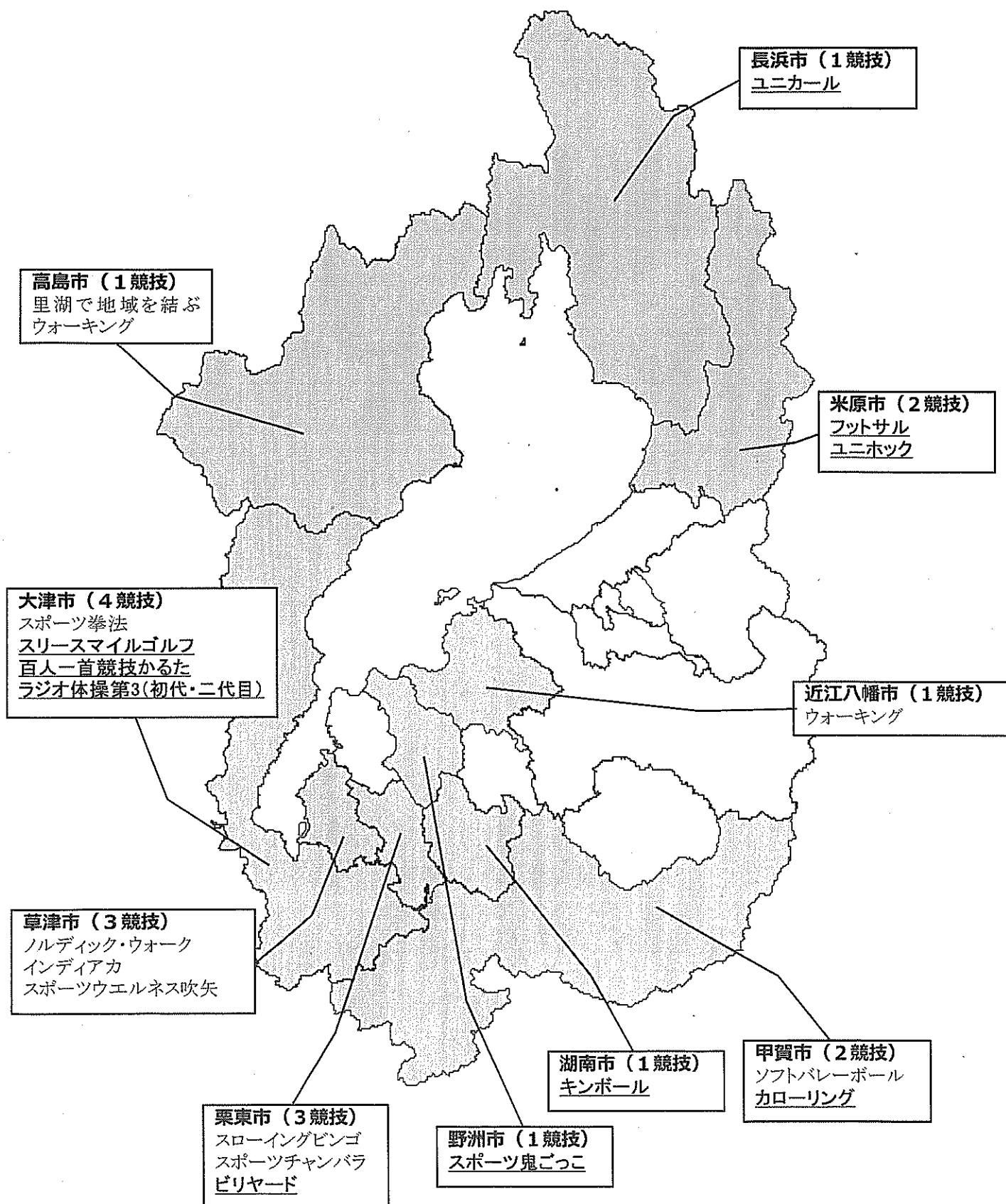
※未定...3競技(自転車、馬術、ライフル射撃(CP以外))



第79回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ
実施競技選択および会場地市町第二次内定(案)

番号	実施競技	主管団体名	市町名	開催予定施設
1	スリースマイルゴルフ	大津市スポーツ推進委員協議会	大津市	和邇市民運動広場グラウンド
2	百人一首競技かるた	大津あきのた会		滋賀県立武道館
3	ラジオ体操第3 (初代・二代目)	大津市スポーツ協会		皇子が丘公園体育館
4	ユニカール	長浜市スポーツ推進委員会	長浜市	長浜伊香ツインアリーナ
5	ビリヤード	滋賀県ビリヤード協会	栗東市	BILLIARDS SQUAD WOOD ShotGun
6	カローリング	甲賀市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	甲賀市	甲賀市水口体育館
7	スポーツ鬼ごっこ	特定非営利活動法人YASUほほえみクラブ	野洲市	野洲市野洲川河川公園
8	キンボール	湖南市スポーツ推進委員会	湖南市	湖南市総合体育館
9	フットサル	BIG-BREATH	米原市	BIG-BREATHイブキサッカースタジアム
10	ユニホック	滋賀県ホッケー協会		OSPホッケースタジアム (県立伊吹運動場) 米原市伊吹第1グラウンド

第79回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ 会場地市町内定 配置図



第24回全国障害者スポーツ大会 正式競技会場地市町第三次内定(案)

番号	競技名等	市町名		障害区分	開催予定施設
		所在地	準備運営		
1	水泳	草津市	滋賀県 草津市	身・知	(仮称)草津市立プール

注) 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の変更等が生じる場合がある。

第24回全国障害者スポーツ大会 正式競技開催予定施設変更（案）

【ソフトボール競技】

番号	変更前				変更後			
	市町名		障害 区分	競技会場名	市町名		障害 区分	競技会場名(予定)
	所在地	準備運営			所在地	準備運営		
1	高島市	滋賀県 高島市	知	今津総合運動公園第2 グラウンド	高島市	滋賀県 高島市	知	今津総合運動公園第1 グラウンド 今津総合運動公園第2 グラウンド

（理由） 第79回国民スポーツ大会ソフトボール競技(成年女子)の開催予定施設が「今津総合運動公園第2グラウンド」から「今津総合運動公園第1グラウンド、今津総合運動公園第2グラウンド」へ変更となった(第8回常任委員会(令和2年7月)決定)。

このことを受けて、同会場を使用する予定の第24回全国障害者スポーツ大会ソフトボール競技について会場地市町、県競技団体と協議した結果、仮設物の共有など競技運営の点から今津総合運動公園第1グラウンドを追加することにした。

第24回全国障害者スポーツ大会 会場地の内定状況

○第一次内定 …… 12競技
(令和元年5月17日)

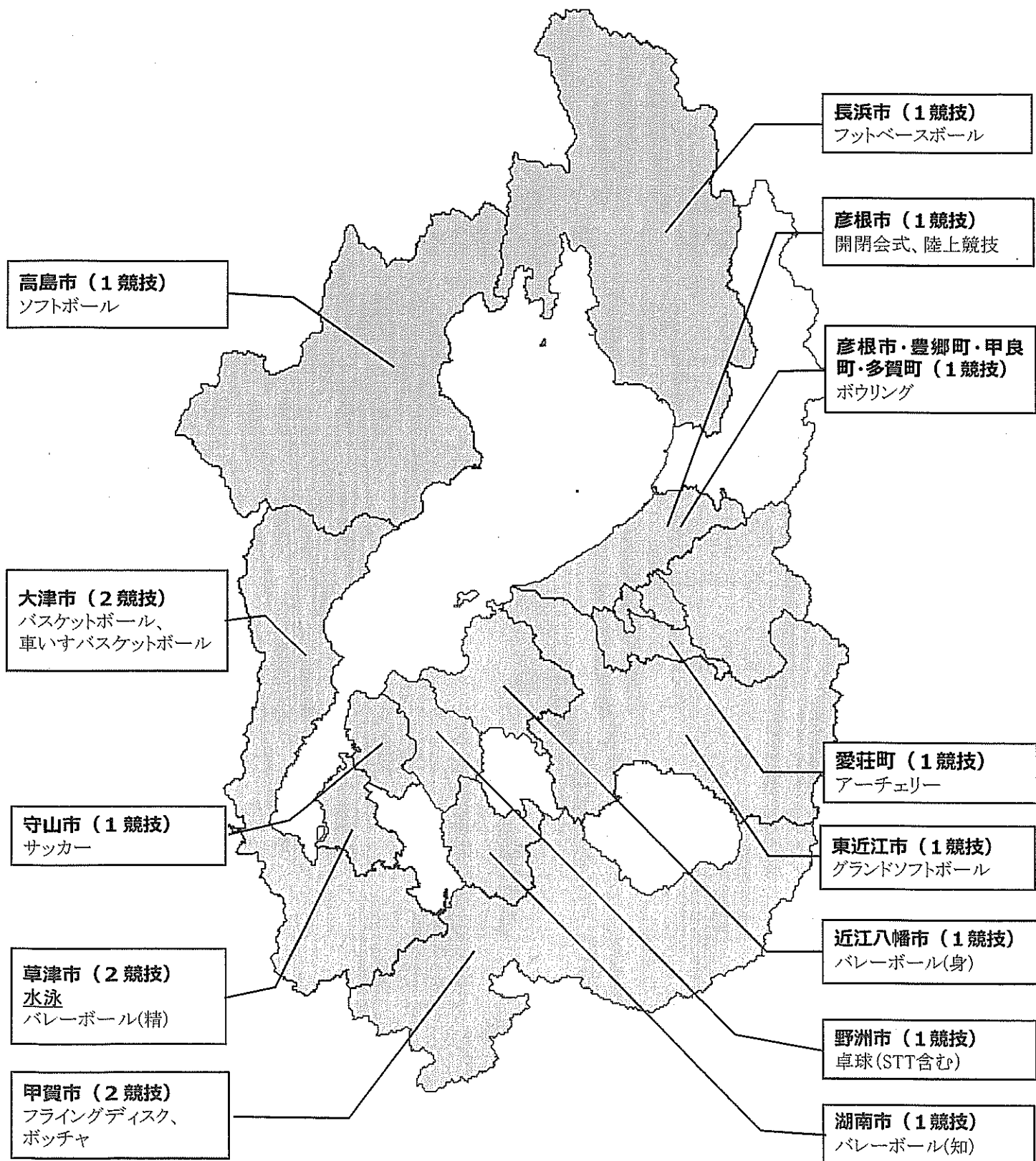
○第二次内定 …… 1競技
(令和2年7月1日)

○第三次内定(案) …… 1競技

No	競技名等	第24回障スポ 会場地				
		内定時期	市町名		施設名	障害区分
			所在地	準備運営		
1	開閉会式、陸上競技	①R元.5.17	彦根市	滋賀県彦根市	(仮称)金亀公園陸上競技場	身・知
2	水泳	③R3.3.22予定	草津市	滋賀県草津市	(仮称)草津市立プール	身・知
3	アーチェリー	①R元.5.17	愛荘町	滋賀県愛荘町	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド	身
4	卓球 (サウンドテーブルテニスを含む)	①R元.5.17	野洲市	滋賀県野洲市	野洲市総合体育館	身・知・精
5	フライングディスク	①R元.5.17	甲賀市	滋賀県甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	身・知
6	ボウリング	②R2.7.1	彦根市	滋賀県彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町	ラピュタボウル彦根	知
7	ボッチャ	①R元.5.17	甲賀市	滋賀県甲賀市	甲賀市水口体育館	身
8	バスケットボール	①R元.5.17	大津市	滋賀県大津市	滋賀アリーナ	知
9	車いすバスケットボール	①R元.5.17	大津市	滋賀県大津市	滋賀アリーナ	身
10	ソフトボール	①R元.5.17 R3.3.22変更予定	高島市	滋賀県高島市	今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド	知
11	グランドソフトボール	①R元.5.17	東近江市	滋賀県東近江市	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	身
12	バレーボール	①R元.5.17	近江八幡市	滋賀県近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	身
		①R元.5.17	湖南市	滋賀県湖南市	湖南市総合体育館	知
		①R元.5.17	草津市	滋賀県草津市	草津市立総合体育館	精
13	サッカー	①R元.5.17	守山市	滋賀県守山市	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)	知
14	フットベースボール	①R元.5.17	長浜市	滋賀県長浜市	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	知

注) 1 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町内定（第一次～第三次） 配置図



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本計画（案）

「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会文化プログラム実施基本方針」に基づき、関係団体や県・市町等が連携し、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会文化プログラム（以下「大会文化プログラム」という。）を推進する。

1 取組の目的および方向性

（1）大会文化プログラムを通じた両大会への関心の向上

大会文化プログラムを通じて、スポーツへの関心が低い人にも両大会を認知してもらい、観戦やボランティアなど様々な形で大会参加を促進し、県民総参加の大会を目指す。

（2）大会を契機とした滋賀ならではの魅力発信

大会文化プログラムの推進を通じて、芸術や地域において継承されてきた文化的資産、人々の生活とともに形成されてきた風景などの滋賀の魅力を幅広く発信し、地域の活性化につなげる。

2 具体的な取組

（1）スポーツに関連する文化事業の展開

- ・特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会等との連携事業の実施
- ・関係団体との連携によるスポーツ文化の発信
- ・地域のスポーツイベント等に関する情報発信

（2）大会文化プログラムの全県的な展開

- ・県主催事業の実施
- ・市町等主催事業の実施
- ・県立および県内文化施設が実施する事業との連携
- ・県内の有形・無形文化財の活用
- ・関係団体との連携による年齢や障害の有無、国籍等にかかわらず誰もが楽しめる事業の実施

（3）多様な媒体・機会を活用した大会文化プログラムの効果的な情報発信

- ・新聞、テレビ等による情報発信
- ・県・市町の広報媒体の活用
- ・ホームページやSNS等の活用
- ・啓発イベント等の機会の活用
- ・県民運動および各種団体・企業等のイベントとの連携
- ・大会文化プログラムロゴマークの作成
- ・大会文化プログラムパンフレットの作成・配布

3 構成員の役割

開催準備（実行）委員会の構成員は、各々の特性に応じて文化プログラムの充実に努め、互いに連携・協働しながら両大会や滋賀の魅力を発信するよう努める。

【今後のスケジュール】

年度	令和3年度 (開催4年前)	令和4年度 (開催3年前)	令和5年度 (開催2年前)	令和6年度 (開催1年前)	令和7年度 (開催年)
内容	先催県の情報 収集	実施要項 策定 県庁内各課、市 町、関係団体へ の説明協力依頼	主催事業の検討   募集ポスター・チラ シ作成 【募集】 	事業決定 選定→ 日本スポーツ協 会への申請→ 承認 パンフレット等 作成・配布	【両大会開催】 主催事業実施 【文化プログラ ム終了】

第79回国民スポーツ大会 記録業務基本計画（案）

第79回国民スポーツ大会の記録業務は、「第79回国民スポーツ大会記録業務基本方針」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）および関係競技団体が連携して円滑に業務を推進できるよう、この基本計画により実施する。

1 対象競技

第79回国民スポーツ大会における正式競技および特別競技とする。

2 記録本部

県委員会および会場地委員会は、競技成績等記録業務の円滑な推進を図るため、それぞれ記録本部を設置する。

（1）競技会場記録本部

会場地委員会および関係競技団体は、実施競技に関する競技成績等記録を処理および発表し、県委員会へ送信するための競技会場記録本部を設置する。また、複数の会場で実施される競技については、競技記録集約会場を決定する。

（2）県記録本部

県委員会は、全競技の実施状況、競技記録等を処理および発表し、都道府県総合成績を算出するため、県記録本部を設置する。

3 業務内容

（1）競技会場記録本部

① 競技記録等の決定

競技会場記録本部は、競技の実施状況を把握し、競技記録等を取りまとめるとともに、競技別総合成績を決定する。

② 県記録本部への送信

競技会場記録本部は、競技記録等および競技別総合成績を県記録本部へ送信する。

③ 競技会場における競技記録等の発表

競技会場記録本部は、競技記録等および競技別総合成績を競技会場において発表する。

④ 競技記録集約会場

集約会場に決定された競技会場記録本部は、その他の競技会場の競技記録等および競技別総合成績を取りまとめ、県記録本部へ送信するとともに発表する。

（2）県記録本部

① 競技記録等の収集

県記録本部は、全競技の競技記録等および競技別総合成績を競技会場記録本部ま

たは競技記録集約会場から収集する

② 競技記録等の発表

県記録本部は、全競技の競技記録等および競技別総合成績を発表するとともに、記録・成績等に関する照会に対応する。

③ 都道府県総合成績の算出・発表

県記録本部は、収集した競技記録等および競技別総合成績から、都道府県総合成績を算出し、発表する。

4 記録システム

県委員会は、競技記録等および競技別総合成績の収集、都道府県総合成績の算出、発表を正確かつ迅速に処理するため、次により記録処理システムを構築する。

- (1) 競技記録等および競技別総合成績を競技会場記録本部または競技記録集約会場から県記録本部へ速やかに送信できるシステム
- (2) 競技記録等および競技別総合成績から、速やかに都道府県総合成績を算出できるシステム
- (3) 競技記録等および競技別総合成績ならびに都道府県総合成績を速報できるシステム

5 その他

(1) 公開競技の記録業務

競技記録等は、中央競技団体が県委員会へ報告する。

(2) デモンストラレーションスポーツの記録業務

競技記録等は、会場地委員会が県委員会へ報告する。

(3) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 式典基本方針（案）

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の式典は、「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」および「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」ならびに「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」を踏まえ、「湖国の感動 未来へつなぐ」のスローガンのもと、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」にふさわしい式典とする。

1 基本理念

- (1) 県民総参加のもと、両大会に関わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動を共有し、ともに支え合う滋賀を発信する式典とする。
- (2) 心のこもったおもてなしで歓迎し、交流により絆を深め、参加したすべての人の記憶に残る式典とする。
- (3) 琵琶湖やそれを囲む山々など豊かな自然と共生する中で培われた環境を大切にする県民の取組を活かし、環境に配慮した式典とする。
- (4) 豊かな自然や歴史、食や伝統芸能をはじめとする文化など、滋賀の魅力を全国に発信する式典とする。

2 式典の構成

式典は、両大会の開・閉会式、各競技会の表彰式、炬火イベントで構成する。

(1) 両大会の開・閉会式

国スポの総合開・閉会式は、「国民体育大会開催基準要項第20項」に規定する式典、役員・選手入退場および集団演技で構成する。

障スポの開・閉会式は、国スポに準じた構成とする。

(2) 表彰式

国スポの各競技会の表彰式は、「国民体育大会開催基準要項細則第8項」の規定により構成する。

障スポの各競技会の表彰式は、国スポに準じた構成とする。

(3) 炬火イベント

炬火イベントは、開催に向けた機運を高める行事および両大会開・閉会式で実施する。

3 式典の企画・運営

(1) 両大会の開・閉会式

開・閉会式は、県準備（実行）委員会が企画し、県実施本部（仮称）が運営にあたる。

（２）表彰式

国スポの各競技会の表彰式は、県準備（実行）委員会が別に定める要項に基づき、国スポにおいては、会場地市町準備（実行）委員会が関係競技団体と協議のうえ、企画・運営にあたる。

障スポの各競技会の表彰式は、県準備（実行）委員会が会場地市町準備（実行）委員会および競技運営主管団体と協議のうえ、企画し、会場地市町準備（実行）委員会および競技運営主管団体が運営にあたる。

（３）炬火イベント

炬火イベントは、別に定める要項に基づくものとする。

参 考 資 料

平成25年(2013年)10月31日
第1回総会決定
平成27年(2015年)8月31日
第3回総会改正
令和元年(2019年)5月17日
第7回総会改正

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で令和6年(2024年)に開催する第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

大会の開催を契機として、県民の皆さんがより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図るとともに、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を進めます。

併せて、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力を更に高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

(1) 滋賀をスポーツで元気にする大会

県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

(2) 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

（３）県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

（４）滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

（５）滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会

大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを目指します。

（６）滋賀の未来に負担を残さない大会

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ、防災等多目的に使用できる、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

（７）すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度にかかわらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を上げるとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。

第79回国民スポーツ大会 記録業務基本方針

第79回国民スポーツ大会における競技成績等記録の収集、速報および総合成績の算出に関する業務(以下「記録業務」という。)は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」および「国民体育大会記録情報処理要項」に基づき行うほか、次の基本方針により実施する。

1 記録業務の推進

滋賀県準備(実行)委員会(以下「県委員会」という。)、会場地市町準備(実行)委員会(以下「会場地委員会」という。)および関係競技団体は、記録業務を分担し、相互に連携を図りながら、正確かつ迅速に記録業務を推進する。

2 記録本部の設置

県委員会および会場地委員会は、記録業務を円滑に推進するため、それぞれ記録本部を設置する。

3 記録システムの使用

県委員会は、記録業務を効率的に実施するため、競技成績等記録を正確かつ迅速に処理することのできる記録システムを使用する。

4 その他

その方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会**

役員名簿（会長・副会長・常任委員）

（令和3年3月22日時点）

【会長】1名 【副会長】9名 【常任委員】74名

（敬称略）

役職名	所属機関・団体および役職	氏 名
会 長	滋賀県知事	三日月 大造
副 会 長	滋賀県議会議長	細江 正人
	滋賀県副知事	西嶋 栄治
	滋賀県副知事	中條 絵里
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会会長	河本 英典
	滋賀県障害者スポーツ協会会長	三日月 大造
	滋賀県教育委員会教育長	福永 忠克
	滋賀県市長会会長（東近江市長）	小椋 正清
	滋賀県町村会会長（豊郷町長）	伊藤 定勉
	滋賀経済団体連合会会長	大道 良夫
常任委員	滋賀県議会副議長	富田 博明
	滋賀県議会教育・文化スポーツ常任委員会委員長	成田 政隆
	滋賀県議会国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会対策特別委員会委員長	桑野 仁
	滋賀県知事公室長	水上 敏彦
	滋賀県総合企画部長	廣脇 正機
	滋賀県総務部長	江島 宏治
	滋賀県文化スポーツ部長	中嶋 実
	滋賀県琵琶湖環境部長	石河 康久
	滋賀県健康医療福祉部長	川崎 辰己
	滋賀県商工観光労働部長	森中 高史
	滋賀県農政水産部長	西川 忠雄
	滋賀県土木交通部長	吉田 秀範
	滋賀県警察本部長	滝澤 依子
	滋賀県防災危機管理監	嶋寺 源一
	滋賀県スポーツ推進審議会会長	横山 勝彦
	大津市長	佐藤 健司
	彦根市長	大久保 貴
	長浜市長	藤井 勇治
	近江八幡市長	小西 理
	草津市長	橘川 涉
	守山市長	宮本 和宏
	栗東市長	野村 昌弘
	甲賀市長	岩永 裕貴
	野洲市長	栢木 進
	湖南市長	生田 邦夫
	高島市長	福井 正明
	米原市長	平尾 道雄
	日野町長	堀江 和博
	竜王町長	西田 秀治
	愛荘町長	有村 国知
	甲良町長	野瀬 喜久男
	多賀町長	久保 久良

役職名	所属機関・団体および役職	氏 名
常任委員	滋賀県都市教育委員会連絡協議会会長（湖南市教育委員会教育長）	松浦 加代子
	滋賀県町村教育委員会連絡協議会会長（多賀町教育委員会教育長）	山中 健一
	滋賀県都市教育長会会長（湖南市教育委員会教育長）	松浦 加代子
	滋賀県町村教育長会会長（日野町教育委員会教育長）	今宿 綾子
	滋賀県市議会議長会会長（大津市議会議長）	八田 憲児
	滋賀県町村議会議長会会長（日野町議会議長）	杉浦 和人
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	高橋 祥二郎
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	坂 一郎
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	奥村 功
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	山本 博一
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	野村 早苗
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会理事長	木村 孝一郎
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	倉谷 義教
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	太田 千恵子
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	赤井 弘和
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	中村 裕次
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	崎山 美智子
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	原 陽一
	滋賀県小学校体育連盟会長	安田 寛次
	滋賀県中学校体育連盟会長	大西 保
	滋賀県高等学校体育連盟会長	岸本 英幸
	滋賀県スポーツ推進委員協議会会長	山本 博一
	滋賀県レクリエーション協会会長	前山 亨
	滋賀県小学校長会会長	中村 康春
	滋賀県中学校長会会長	中村 俊英
	滋賀県高等学校長協会会長	田中 孝昌
	滋賀県私立中学高等学校連合会会長	那須 文英
	滋賀県特別支援学校長会会長	夏川 茂
	滋賀県商工会議所連合会会長	大道 良夫
	滋賀県商工会連合会会長	清水 憲
	滋賀県中小企業団体中央会会長	北村 嘉英
	滋賀経済同友会代表幹事	山本 昌仁
	一般社団法人滋賀経済産業協会会長	井門 一美
	公益社団法人びわこビジターズビューロー会長	三日月 大造
	一般社団法人滋賀県バス協会会長	田畑 太郎
	一般社団法人滋賀県医師会会長	越智 眞一
	公益社団法人滋賀県看護協会会長	廣原 恵子
	一般社団法人滋賀県病院協会会長	石川 浩三
	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会会長	渡邊 光春
	滋賀県地域女性団体連合会会長	鶴飼 淳子
	滋賀県青年団体連合会会長	富長 弘宣
	公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会会長	中島 吉浩

<事 務 局>

〒520-8577 大津市京町 4-1-1

(滋賀県 文化スポーツ部 国スポ・障スポ大会課内)

TEL : 077-528-3321

FAX : 077-528-4832

E-mail : kokusupo-syosupo@pref.shiga.lg.jp